

決算審査特別委員会記録

<歳入・総務部・地域振興部（観光局を除く）・南部東部振興>

開催日時 平成28年10月12日（水） 10:03～14:19

開催場所 第1委員会室

出席委員 11名

中村 昭 委員長
大国 正博 副委員長
亀田 忠彦 委員
猪奥 美里 委員
川田 裕 委員
西川 均 委員
中野 雅史 委員
乾 浩之 委員
宮本 次郎 委員
今井 光子 委員
梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 松谷 副知事
榎原 会計管理者（会計局長）
一松 総務部長
長岡 危機管理監
村田 地域振興部長
山本 南部東部振興監

ほか、関係職員

傍聴者 2名

議 事 議第92号 平成27年度奈良県歳入歳出決算の認定について

会議の経過

○中村委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日西川委員が少しおくれるとのこと。

なお、本日、2名の方から傍聴の申し出がありますので、入室していただきます。

それでは、本日の日程に従いまして、歳入、総務部、観光局を除く地域振興部、及び、南部東部振興の審査を行いたいと思います。

これより質疑に入ります。

その他の事項も含めまして、質疑等があれば、ご発言をお願いします。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

それでは、ご発言をお願いします。

○宮本委員 2点質問します。1つは、公契約条例の運用状況についてお聞きします。2点目が、県内大学生向けの給付型奨学金についてお願いしたいと思います。

1点目の公契約条例の運用状況ですが、公契約条例は都道府県レベルでは全国初となる条例で、施行されて1年半が経過しています。公契約が県民生活及び福祉を支えるということと同時に、契約にかかわる当事者が地域社会に貢献する経済主体としてふさわしい行動が期待されているということに鑑みて、適正な労働条件の確保と社会的価値の実現の2つを目的として定められたものです。対象となる事業は、建設工事なら予定価格3億円以上、業務委託及び指定管理なら予定価格3,000万円以上の契約ですので、対象となる事業はかなり少数になるわけですが、実現すべき事項として、第1の適正な労働条件という観点でいえば、最低賃金の遵守、社会保険の加入など法令の遵守が上げられています。2つ目の社会的価値の実現でいいますと、例えば働きやすい職場づくりと、ワーク・ライフ・バランスの実現、本県で言えば社員・シャイン職場づくり推進企業の登録ということになっていますが、障害者雇用や保護観察対象者雇用などが定められています。

お尋ねしたいのは、公契約条例の対象となっている業務委託の件数が何件ぐらいかと、契約金額はどれぐらいか。また、実施されて1年半ですが、委託先の労働者の賃金がきちんと保障されているのかどうかについて、さきに述べました社会的価値の実現という観点で、それぞれどのような効果が発揮されているのかもあわせてお答えいただければと思います。

2つ目の県内大学生向けの給付型奨学金の創設ですが、今、大学の学費が本当に高くなっています。国公立大学で初年度納付金は80万円を超えました。私立でも文系で120万円を超えて、理系だと150万円を超える。そのほかに実験実習費などが加わってくるということで、家庭の経済状況が厳しい時代でもあり、日本学生支援機構の奨学金を利用している学生が学生支援機構の発表で2.7人に1人、そのほか、財団や地方自治体の奨学金を含めると、大学生の2人に1人が何らかの奨学金を利用して大学生活を送ってい

ると。奨学金のほとんどが返済が必要な貸し付けになっていますし、返すときに利子がつくということです。これでは教育ローンであって、およそ奨学金と呼べるようなものではないと思うのです。

そのような中で、今、地方自治体が大学生の学びを支援すると。経済的な理由で進学を諦めるようなことをなくそうということで、給付型の奨学金が次々とスタートをしています。2012年度には北九州市で始まり、2014年度は、京都市、今年度は長野県、沖縄県で始まっているわけです。長野県の制度は、定員30名で、県内の大学に進学する県内高校生を対象に入学金に相当する30万円を支給すると。沖縄県は、特徴的で、25名定員ですが、県外の難関大学へ進学する生徒を対象に入学金相当の30万円の支度金と学費に相当する84万円、毎月7万円を支給するというので、グローバルリーダーを沖縄県出身者から出そうという発想でつくられて、設計されている。本県の場合は県外進学がもちろん多いわけですが、将来的に奈良県で働いてくれる学生を対象に、例えば奈良県に居住して、県外に通勤するような場合であっても返済不要という制度をまずは設計するように検討できないのか。このことを聞きたいと思いますので、ご答弁よろしくお願いします。

○西村会計局総務課長 私からは、公契約条例の運用状況についてお答えします。

公契約条例において最低賃金以上の賃金支払いと社会保険加入の遵守状況を確認する特定公契約は、業務委託の場合、委員がお述べのとおり、予定価格が3,000万円以上であって、清掃、警備、駐車場管理、受付、案内、宿日直、電話交換、給食調理、洗濯のいずれかの業務に該当する契約です。平成28年8月末までの実施状況については、先ほど述べた特定公契約として契約を行った業務委託は8件で、契約額は合計で約43億3,700万円です。

労働者に対する最低賃金以上の支払いと社会保険の加入の遵守状況については、賃金支払い状況報告書を受注者等から契約担当課へ、業務開始後3カ月を経過した月分を翌月末までに、以後は6カ月ごとに提出をしていただき、確認することとしています。平成28年8月末現在、提出のあった特定労働者29人全てについて、最低賃金以上の賃金支払いと社会保険加入が遵守されていることを確認しています。

社会的価値の実現の部分は、先ほど委員がお述べの社員・シャイン職場づくりの加入企業については、加入者数84社が125社になり、一定の効果の可能性を把握していますが、障害者雇用と保護観察者等の協力雇用主数については、現在のところ、明確な

効果を把握するまでには至っていません。今後とも運用状況の把握や分析を行い、労働関係法令の遵守状況についても賃金支払い状況等報告書により確認しながら、条例の実効性を確保してまいります。以上です。

○川上教育振興課長 官本委員から質疑がありました2問目、給付型奨学金の創設についてお答えします。

本県の取り組みですが、大学生に対する給付型奨学金は、文化財の修復技術や、伝統工芸技術の継承などの文化芸術分野において人材を確保するための制度を一応設けているところです。具体的には、本年度当初予算で計上しています文化芸術振興奨学基金を設けていますので、それを活用して、日本学生支援機構の第一種奨学金、いわゆる無利子の奨学金を一定の基準を満たすことで減免する制度を設けています。県立大学においても、優秀な成績をおさめた学生に対する給付型の奨学金制度を設けているところです。平成27年度は、1年生について推薦、前期、中期それぞれ入試がありますので、成績上位の各1名、2年生から4年生については各学年の2名の成績が上位の者6名、合計9名に対して一人当たり年間11万円の奨学金を支給されたところです。平成28年度は平成27年度と同様の基準で、一人当たり年間20万円を支給するというのを聞いております。

給付型奨学金については、現在、国において、対象者や、財源等の課題を踏まえつつ、平成29年度の予算編成過程を通じて制度内容について結論を得るよう、創設に向けて検討を進めておられると聞いており、その動向も注視していく必要があると思います。いずれにしても、委員からお話もありました就職という観点を含めた県内の大学生等に対する支援については、先ほど申し上げました国における給付型奨学金の検討状況も踏まえながら、県としてどのような取り組みが効果的かについて庁内の関係部局とも相談しながら、検討を進めていきたいと考えています。以上です。

○宮本委員 公契約条例について1点だけ確認をしますが、ご答弁で、8件の業務委託があって、43億円と契約額を述べられました。ここで働いてる方の賃金は最低賃金をクリアしているということだったのですが、平均して、どれぐらいの賃金になっているのか、把握をされていると思いますが紹介いただきたいと思いますので、再度お願いします。

○西村会計局総務課長 業務委託の報告があった賃金の平均については、約850円と把握をしています。以上です。

○宮本委員 850円ということでご答弁がありました。今月から最低賃金が改善されたとはいえ、奈良県は低い水準ですから、850円でもクリアということになるのですが、

850円という金額は、東京都や大阪府の最低賃金を見れば、それを下回っている額になると思います。そういうことでいえば、公契約条例の、施行から1年半たち、もっともっと目的や意義を周知徹底して、適正な運用を図っていただくように再度重ねてお願いしたいと思います。

以前に委託の件数を調べていただいた資料を拝見したことがありますが、契約金額を100万円以上で線を引きますと、契約件数がおよそ3,000件あると聞いたことがあります。そこまで範囲を広げるとなると、恐らく最低賃金を割り込んでいる実態は多くあるかと思うのです。公契約の分野は、最後の50兆円市場とも言われており、県庁の機構改革とあわせて、どんどんふえていっていると思うのですが、その裏で、公的な労働に従事しながら、最低賃金ぎりぎりの官製ワーキングプアという問題が起こっていると思いますし、偽装請負というものも発生しているように思います。ですから、公契約条例の施行を契機に、ぜひ労働条件の改善に努められますことを求めておきたいと思います。

給付型奨学金の問題ですが、今、県立大学で9名と紹介がありました。政府も取り組むということですが、私もこの数年間、ブラックバイトの実態調査というのを大学の門前などでやってきました。本当に深刻な実態があります。ブラックバイトにかかわっている学生に聞きますと、ブラックとわかっていても、自分は失業したら、大学生活に支障が生じる。経済的に厳しくなるから、ブラックとわかっていても、失業できないというプレッシャーがあるのだなと感じました。ですから、学費の問題、経済的な問題で進学することを諦めるということもなくすることが非常に今、求められていると思います。

私も学生時代は、奨学生だったのでよくわかるのですが、新聞配達をして大学に行って学業と仕事を両立するというのは非常に困難で、私が入学したときに、同じ関西圏の産経新聞の奨学生が二百数十人いて、最初の式典では頑張ろうということでしたが、卒業貫徹祝いのパーティーに行きますと、最後まで4年間貫徹したのは16人だったのです。ほかの方は途中で体を壊したり、断念して大学を中退したり、ほかのアルバイトに移った方もあるのでしょうか、学生生活でもっともっと勉強に時間を割きたいけれども、なかなかできないという思いを持っていた記憶があります。学生に4年間しっかりと学んでもらって、そして、奈良県で力を発揮してもらうことをぜひ制度として、奨学金として創設することが今、非常に大事だと思っています。奈良県独自の制度が奈良県に与えるプラスの効果というのは非常に大きいと思いますので、その点で何かお感じのことがあれば、地域振興部長の所見を最後に聞いておきたいと思います。

○**村田地域振興部長** 先ほど担当課長からお答えしましたけれども、現在、給付型奨学金については、国において、対象者や、財源等の課題を踏まえつつ、検討されています。まず、これを注視していった上で、本県としてどういう取り組みができるかを関係部局とともに検討したいと思います。以上です。

○**宮本委員** わかりました。給付型奨学金は、地方自治体が自分たちのまちのことを考えて、大学生の経済的状況のことを考えて取り組みが始まっていますので、奈良県としても奈良県の特性に見合ったものを創設するべきだと思っていますので、総括で知事の考えをぜひ聞いておきたいと思います、質問を終わります。

○**梶川委員** 国民文化祭で聞きます。平成27年度主要施策の成果に関する報告書29ページ、国民文化祭準備事業で1,331万4,000円の執行がされています。説明書きを読みますと、マスコットキャラクター、ロゴマーク、プロモーション映像の作成という説明があります。ロゴマークは540万円の予算が費やされていますが、マスコットキャラクターとは何だろうと思って、インターネットを見ましたら、一定の説明がしてありました。それと、プロモーションビデオの作成はどのようなものなのか。どういう発注をしているのかを聞かせていただきたいと思います。

○**平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長** 国民文化祭に関しますプロモーションビデオについて、どのようなものかという質問だと思います。

プロモーションビデオについては、国民文化祭、障害者芸術文化祭のPRのために、どのようなものかということをご皆さんに知ってもらうために、3分や1分の短い映像をつくりました。どこで活用しているかといいますと、県庁の正面玄関にデジタルサイネージという画像が映るところがありますが、そこで1日のうち何回か放映したり、駅前などいろいろなデジタルサイネージのところで放映をしています。以上です。

○**梶川委員** わかりました。業者への発注は競争入札でやっていますか。金額は随意契約でできる範囲なのかどうかわからないけれども、どういう発注の仕方をしていますか。というのは、ロゴマークの発注は随意契約で540万円もやっているわけですから、こちらはどのような発注の仕方をしていますか。

○**平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長** プロモーション映像については、金額が79万9,644円、100万円未満ですので、随意契約という形でしています。以上です。

○**梶川委員** そうしたら、ロゴマークで聞きたいんですが、これはご案内のように、540万円もするものが随意契約でされているということで何回も言われていますけれども、

奈良県の前の秋田県では、県民に公募して、もちろん県外の人も応募できますが、そういうことをして随分県民に関心を持ってもらう方策でやったということです。奈良県の場合、予算を編成する時間から考えたら、大分以前から検討はされていると思うのですが、秋田県方式のようなものは全然議論にならなかったのか。

それと、会計局長は、知事とは違った独立した権限を持っていると思うのですが、会計局長はそういう点でクレームをつけるようなことはなかったのか聞かせてほしい。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 ロゴマークの発注方法についてですけれども、ロゴマークの位置づけは、その大会ごとに異なっていると考えています。本県では、国民文化祭について日本文化の源流を探るという本県ならではの理念を設定し、さらに、全国で初めて障害者芸術文化祭と一体開催をします。大会を成功に導くには、現状、必ずしも知名度が高いとはいえない国民文化祭について、力を入れて周知徹底を図る必要があると考えており、そのためには、ロゴマークの役割は極めて重要であると考えています。しかも、今回のロゴマークの制作については、開催期間だけの使用ということではなく、開催後も継続してさまざまな機会に有効に活用して、奈良県に経済波及効果等をもたらすことを期待しています。随意契約や公募などの議論については、実行委員会の第2回の総会で公募の可否についても議論をしています。その中で、事務局で候補者を検討し、提案すると決定をされました。選定作業については、総会の決定に基づいて進めたものであり、他府県の国民文化祭のロゴマークの例と単純に比較できるものではないと考えています。以上です。

○梶川委員 今の答弁を聞いていて、私はそういう答弁になるのだろうと思ったけれども、例えば実行委員会で決めたと言うけれど、1, 300何万円の予算はずっと前から組んでいるわけで。そのときに、もう随意契約でいこうという知事の思いがあったのと違うかと思うわけです。というのは、予算は、実行委員会をつくってから予算編成をしたのと違うと思うから、そういう疑問を持っているので、その点、答えられるのなら答えてくれたらいいし、どうせ総括で聞こうと思うから、そちらに譲ってもいいけれども。

会計局長は、何か答弁してくれるのですか。

○榎原会計管理者（会計局長） 会計局でこのことについてどう考えているのかというご質問だと思います。

地方自治法施行令の中で随意契約ができる案件が定められています。それを実際に奈良県に当てはめていくために取扱基準を定めており、従来から答弁していますように、取扱

基準の中で適合するものがあるだろうと考えています。具体的には、今回の場合でしたら、実行委員会の総会という実行委員会の最高の決定機関の中で随意契約でいこうと決定がなされたと聞いていますので、業者を1として定めてやっていく随意契約として問題がないものと会計局としても考えています。

○梶川委員 一応わかりました。私の手元に good design company、今回、デザインをした水野さんの関係する会社ですが、ここでこんなツイートがあります。

「受注額は弊社側から提案した額ではありません。予算をご提示いただき、「提示いただいた予算通りの金額」でお受けしました。尚、このマークは最初から、会期終了後も継続使用し権利を放棄して無料で使っていただくことを想定済です。商品の展開例等もご提案済です。」後段はいいとしても、随意契約の価格を決める場合は、奈良県には一定のルールがあるのでしょうか、これを見たら、予算を540万円と出して、それで、これでやってくださいという、何かそういうルールがあるのかないのか。なかったら、随意契約の場合の価格の決め方のルールをつくらないといけないと思うのですけれども、どう思われますか。

○榎原会計管理者（会計局長） 随意契約の金額ですけれども、今回の随意契約は特殊なものの発注かと考えます。通常、市販されているようなものでしたら、当然市販の価格を基準にして、それに公共団体が受注した場合にどれぐらいの値引きがあるのかに基づいて、予定額は算出してくるのかと思いますけれども、今回の場合は、ある意味、新たなロゴマークをつくり出す作業となりますので、なかなか金額を算出していくのは難しい。そうなりますと、今回の場合のように、他の事例を参考にして算出していくのかと、それしかないのかと思っています。

○梶川委員 いずれにしても、もう少し県民を信頼したやり方でやってほしかったということだと思いますので、これは知事にも意見を聞いたり、考えを聞いたり、総括的な意見も述べたりしますので、この辺で置いておきますけれども、540万円の価値があったのかと、知事はあったということですが、私はなかなかそこがすっと落ち切らないということを申し上げて、一応このことは置いておきます。

それから、平成27年度主要施策の成果に関する報告書195ページ、公立大学法人奈良県立大学中期目標関連費補助金があって、7,089万4,000円の予算が執行されています。当初予算は5,589万6,000円で、その後、去年の6月に、3,600万円の補正を組まれて、トータル9,189万6,000円になっています。補正を3,

600万円組むときに、私たちは5月の選挙が終わってから、知事から6冊の分厚い本が送られてきて、それがずっと頭にあって、かちんとしているところへ、3,600万円の同じような事業をするという性格で送られてきたから、この3,600万円は承認しかねるということで、いろいろ議員仲間で相談して、あのときに反対したのはなら維新の会と、我々創生奈良、共産党の皆さんの15人の議員が反対をしたのですが、一応通りました。その3,600万円をここに入れて執行しているわけですが、それから逆算すると、2,100万円は使っているけれども、あとの1,500万円は未執行になっていると。あのときの性格からいえば、3,600万円はセットで使われる金だったと思うのですが、これが1,500万円は未執行に終わっているという。なぜ3,600万円がすっきり執行されなかったのか予算の真意のほどを聞かせてほしいと思います。

○川上教育振興課長 まず、3,600万円に対する回答です。

先ほど委員からもおっしゃっていただいたように、6月補正で3,600万円の、中期目標関連費補助金を計上しているところです。執行の中身としては、年4回情報誌を発行しており、昨年10月にはフォーラムを開催しました。それから、平成28年度から活動を開始している4つの研究チームを設けていますので、その準備経費で3,600万円を予算計上したものです。3,600万円に対し、決算が2,244万円ですが、この額が減した理由の1つは、当初フォーラムを、2回開催する予定でしたが、10月のフォーラムの開催で、一定の開催の意義が達したということで、回数をへらしたということと、旅費等の事務費について節減を図られた結果と聞いています。以上です。

○梶川委員 3,600万円は大学に補助金として出すわけですが、余った分はきちんと返してもらってほしいと思いますが、これはどうなっていますか。

○川上教育振興課長 中期目標関連の補助金に関しては、県立大学が実際に支出したお金に対して補助を出していますので、県立大学で余るということはない仕組みです。ですから、県立大学で使ったお金を県として補助金を出すと、同額を出しているのご理解いただければと思います。以上です。

○梶川委員 それでは、私の質問は終わりです。

○今井委員 それでは、7点質問します。

まず最初は、決算ではないですが、緊急を要する課題ですので、お尋ねしますが、11月5日、6日に航空自衛隊の基地祭で奈良市の上空をブルーインパルス6機が空中で隊を組んで飛行を行う予定だということです。ポスターがありましたので、ダウンロードして

きましたが、「奈良市上空を中心に飛行する計画です。古都奈良ではの風景と共に空の良く見える場所にてご覧下さい。なお、平城京天平祭の会場（平城宮跡）にてパイロットが展示飛行の解説を実施しています。という、ポスターが自衛隊のホームページのところにでていました。奈良市に対しては自衛隊から説明があったと聞いていますけれども、平城京の上から県庁の横、東大寺の上空が飛行ルートになっていますけれども、県に対しては、この問題で説明があったかどうかをお尋ねしたいと思います。

○辻知事公室次長防災統括室長事務取扱 ブルーインパルスのことと説明があったかということですが、防災部局に対しては、航空自衛隊奈良基地で開催されている盆踊りに行った際に、今度こういうことを計画しているという話は聞きましたけれども、正式に電話がかかってきたりなどのきちんとした説明はありません。ただ、奈良基地開設60周年の記念行事の一環ですので、知事に対して招待状が来ており、出席は誰にするか、返信も出さなければなりませんので、ブルーインパルスのことに関しまして、防災部局は知っています。あと、庁内のどこがそういう話を聞いているかですけれども、広報広聴課と平城宮跡事業推進室には電話をかけたということは聞いています。以上です。

○今井委員 ブルーインパルスが連隊を組んで行うのを編隊連携機動飛行というそうですが、これは非常に危険の高い曲芸飛行です。並んでのとか、上から下にダウンしたり、2機でハートの円を描いたり、急降下したり、交差をしたり、そういうことを時速1,000キロメートル以上の速度を出す飛行機が6機、奈良の上空を低空で飛ぶことになると思うのですが、ブルーインパルスに関して、事故も起こっています。1961年7月には、訓練中にイラク沖で墜落をしています。1965年は、アクロバット飛行中に1機が失速して、墜落。1972年には、入間基地を離陸した直後にエンジンのフレームアウトで墜落。1982年には、航空自衛隊の浜松の南基地で開かれた基地祭で、展示飛行中のブルーインパルスが観客の目の前で墜落し、乗員即死、住民12人が重軽傷という大事故。その後、続いているわけですが、こういう危険なことを、しかも、世界遺産の上で飛ぶことに対して、県としては中止を求めるべきではないかと思っています。愛知県にあります航空自衛隊小牧基地周辺でも、小牧市、春日井市、豊山町の2市1町では、ブルーインパルスの曲芸飛行を住民と一緒に反対をしているということがあります。ちょうどこの時期は東アジアの地方政府会議が開かれる時期でもありますし、私はやめるように申し入れをするべきではないかと思っています。その点に関して、部長か副知事にお答えいただくことになるかと思っています。

○長岡危機管理監 航空自衛隊の基地祭での、ブルーインパルスですけれども、飛行機が飛んでくるのは過去にも何回もあり、県からは、安全に十分注意をしていただいて、事前に関係のところについては説明をしていただくようにと。当然ながら、勝手に飛ぶことはできませんので、国で許可をとられて飛行されるので、事前準備をしていただいて、県からは十分注意をしていただくことはお願いをしておりますけれども、やめてくださいとはなかなか言えないと考えています。以上です。

○今井委員 平成25年の奈良の基地祭でもこうした展示飛行があり、このときも平和委員会などが申し入れを行っています。国土交通省で許可をされていますが、自衛隊は航空法で義務づけられている飛行中の動力装置が故障した場合、地上もしくは水上の人、または物件に危険を及ぼすおそれがない経路と、不時着陸地点の設定を行っていなかったことをみずから認めたとなっております。例えばすぐ近くに海などがありましたら、エンジントラブルがあったときには、不時着することが可能ですけれども、奈良のような盆地の中で、世界遺産に囲まれた中で、もし何か万一事故があったときには、大変なことになるのではないかと思います。県は、国が決めたから仕方がありませんということで黙って見ていくのかどうか。その点を伺いたいと思います。

○長岡危機管理監 県に差しとめをするという既往はありません。だから、十分注意をしていただいて、事故が起こらない形で飛行していただきたいとお願いをしています。何度も申しますけれども、県からやめてくださいという、権限がありませんので、国土交通省が許可をされたものを県がとめることは法律上、無理ではないかと考えています。以上です。

○今井委員 少なくとも、どういうルートを通るのかというぐらいの説明はあってしかるべきだと思いますので、それについてはしっかり問い合わせをしていただきたいと思います。これは知事に確認したいと思います。

次は、人事の関係です。国との人事交流についてお尋ねしますが、9月議会で、警察本部長をあわせまして4名の方の新任の挨拶がありました。いずれも奈良県の県政にとりましては重要な課題を抱えている部署です。私は、なぜ今の時期にという大変違和感を感じましたけれども、国との人事交流の現状が一体どのようになっているのか。異動については、県から、こうした人が必要だから、国から送ってほしいという要請をするか、県でいろいろ仕事をしていても、国からの都合で、戻ってほしいと引き上げられてしまうのか。国との人事交流の県の方針について、誰が人事権を持っているのか。そうした点について

お尋ねします。

○枘井総務部次長人事課長事務取扱 まず、現状について、平成28年4月1日時点において、国から、11名の受け入れを行っています。

国との人事交流に関しての考え方ですけれども、相互対等、交流の促進を原則としており、職員の意識改革、幅広い見識を身につけた職員の育成等を図るため、県として積極的に行っているところです。委員もお述べになりましたけれども、いろいろな諸課題があります。国との人事交流は、県政におけるいろいろな重要課題を着実に実行するため、関係省庁との人的なつながりをより太くするというメリットがあると考えています。県から国へは職員の人材育成に資するものであり、国から県へは地方の実情、国ではできない経験を積んでいただき、地方行政への知見を深めていただくという機会になっていると思っています。方針としては、国との人事交流は積極的に行いたいと思っています。

それから、人事権のお話にお触れになりました。国から本県への出向については、お互いに出向受け入れについて協議をした上で、割愛で国を退職していただきまして、本県においてふさわしいポストに任用しています。人事交流については、人事の一環として、お互いの合意により、双方の任命権に基づいて採用、退職承認を行っています。以上です。

○今井委員 平成26年10月1日付、内閣官房、内閣人事局の資料を見ますと、奈良県への出向状況として、奈良県地域振興部長、奈良県医療政策部長、奈良県県土マネジメント部長、地方分権推進計画ということで異動になってることが明らかになっています。県でこのポストは国からの人事異動でしていただくという、ポストの固定化があるのかどうか。その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、平成10年5月29日の閣議決定を見ますと、ここでは人事交流と人材の育成ということで書かれており、交流ポストの長期固定化により生ずる弊害の排除に配慮しつつ、人事交流を進めることとする、各省庁は毎年、それぞれ行われた人事交流の人員、相手先、ポストの実績をわかりやすい形で公表するものとする、地方公共団体にも国に応じて必要な措置を講ずるように要請すると書かれています。奈良県もそうしたことを公表して、皆さんにこういうところを国から来ていただいて頑張らせていただいているということ公表するべきではないかと思えますけれども、その点についてご意見を伺いたいです。

○枘井総務部次長人事課長事務取扱 ポストの関係について、繰り返しになりますけれども、県全体としていろいろな課題があります。経済の活性化や暮らしの向上、いろいろな

県政諸課題に積極的に取り組んでいるところで、先ほど言いましたように、本県においてふさわしいポストについていただいているということで、固定化ではない、必要などころについていただいているということであろうと思います。

公表の関係で、国からの閣議決定に基づいてお話しされました。奈良県でも、毎年4月の定期人事異動において報道発表をやっており、その際に、幅広い人事交流の推進ということで国等の人事交流の実績を公表しています。交流ポストの長期固定により生ずる弊害がありましたら、それを排除することを配慮しつつ、人事交流を進めていきたいと考えています。

○**今井委員** 人事異動についての公表が、ここに報道資料で出されたものがあります。国に職員の派遣が何人か、都道府県の交流が何人かが一覧になっていますが、例えば国から奈良県にどういうポストで来ていただいているなども公表の中に入れていくべきではないかと思っていますので、その点についてお考えがありましたら、お伺いします。

○**柘井総務部次長人事課長事務取扱** 人事異動の際には、人事異動の内容について公表しており、ピラと呼んでいますが、その中にも出ていますので、公表していると思っています。

○**今井委員** 公表しているというところが、どうなっているのか後で、教えていただきたいと思います。

それから、5,452億1,380円という金額の決算ですけれども、これらのお金を使って実際に県民のためになるように進めるには、人が仕事をしたいと思います。県庁職員の雇用のあり方について伺いたいと思います。今の県の職員の実態は、非正規雇用がふえていると思いますが、そのあたりの状況がどうなっているのか。また、女性の活躍と言われていますが、女性の職員の状況についてはどれぐらい占めているのか。その点についてお尋ねをします。

○**柘井総務部次長人事課長事務取扱** 県職員の構成かと思いますが、全体、正規職員が3,000人弱で、非正規職員が、700人余りとなっています。

それから、知事部局における女性職員の比率は、27%を少し超える割合になっています。

○**今井委員** 資料はありませんけれども、かなりの仕事を委託という形で県は発注をされていると思うのですが、どれぐらいの仕事を委託しているのか。後日で結構ですけれども、資料を出していただきたいとお願いをしておきます。

奈良県の公共施設の管理計画について、ファシリティマネジメント課にお伺いします。

県で今、公共施設の管理計画をつくられました。県が将来を見越して、老朽化する施設や使っていない施設を検討するのは、当然のことだと思いますけれども、対象となる施設は県の財産でもありますし、学校や住宅など、県民が使っている施設でもあり、県民の財産でもあります。こうした場合の選択と集中、施設をどう評価するのか。そのあたりは誰が行っていくのか。そういう点についてお尋ねします。

今、病院をはじめ、いろいろな公共施設を県がたくさんつくっていると思いますけれども、新しくつくる分については、今後、将来、維持管理がどれくらいあるのかというような評価はされてつくっているのかどうか。そういう点についてもお尋ねします。

○松岡ファシリティマネジメント室長 奈良県の公共施設のあり方についてのお尋ねです。

委員からご指摘の公共施設総合管理計画については、総務省から平成26年度中に各自治体で策定を要請されているもので、本県においては、本年の3月25日付で策定をしたものです。その内容としては、公共施設の現状の把握と、それを踏まえた計画的な更新、統廃合、長寿命化の方針を策定することによりまして、今後の財政負担の軽減、平準化を目指すものです。奈良県の計画においては、本県の公共施設、インフラ施設の全てを対象として、最終的な計画期間の最終年であります平成37年度においても、公共施設に係る県民一人当たりの経費を現状以下に抑えることを目標としている計画です。この内容の中では、個別に施設を廃止する等の個別の施設についての計画は定められていません。個別の施設についての計画は、管理計画を基本方針として、所管の部局において検討されるものと考えています。

もう一つのお尋ねの施設の統廃合についてです。

確かに現在、県においては、公共施設の総量の最適化を目指して、公共施設の統廃合を進めています。進めるに当たりましては、個々の施設の老朽化の状況や、耐震性の状況への対応を主眼に置いて、更新、改修や維持管理をいかに効率的に実施するかという視点が重要であると考えています。

同時に重要なのが、施設の統廃合によって、県民や利用者に対する行政サービスが低下することのないように配慮することも重要であると考えています。これまで進めてきました北部地域や中部地域での事務所等の再配置においては、これらの視点を踏まえ、まず、県としての考え、構想をまとめて、関係市町村等に説明した上でご意見をいただくという手順で進めてきました。こうした手順を踏まえることで、例えば北部地域では、郡山総合

庁舎への来庁者の利便性が低下しないように奈良交通にバスルートの変更を申し入れ、総合庁舎への乗り入れが実現していますし、中部地域の再配置においては、集約することによって事務所がなくなる地域には、窓口機能を残したり、土木事務所の再配置の内容の一部の見直しを行ったりということに取り組んできました。今後も同様に庁舎の統廃合は必要なことだと思っており、その際にも、県民や利用者等の視点から行政サービスの低下がないように配慮した上で、将来の公共施設の維持管理の経費の抑制を図りつつ、公共施設の総量の最適化、長寿命化、耐震化を進めていくことで統廃合を進めてまいりたいと考えています。

もう1点、新しい施設については、どのような形で計画を決定するのかというお尋ねですが、新しい施設に関しては、施設、機能の必要性を所管の部局において適宜ご判断いただき、県庁の関係部局と協議、調整の上、決定されていくものと考えています。ファシリティーマネジメントの視点からは、現在あるものをいかに効果、効率的にマネジメントしていくかが主眼となっており、新設の施設等については、別の対応になっています。以上です。

○今井委員 県民、利用者の視点からということでは、ぜひそうした視点で進めていただきたいと思います。新しい施設については、結婚したときにそろえた電化製品が10年ぐらいたったら次々に悪くなる状況が生まれるような、今の県がいろいろつくっています公共施設の維持が70年ぐらいですか。70年先に奈良県にとって、今つくっているものが本当に県民の皆さんにとって必要で、きちんと意味をなしているのかという視点を考えて、国の地方創生でいろいろお金があったら、これもあれもというのが往々にしてありがちですけれども、そういうことを主張する必要があるのではないかと考えていますので、意見を申しておきます。

次に、各種審議会のあり方について、行政経営課に伺います。

奈良県でも、政策を決定する過程で審議会がたくさんありまして、ホームページを見ましたら、184の審議会がありました。私は卸売市場の審議会の委員ということで、議会からの派遣で3年間委員になっていましたが、一度も開催されずに、結局、この委員会はなくなったという状況になっています。ことしは県会議員が入っている審議会が45から7つ減って38となっており、一定の整理はされていると思いますけれども、実態のない審議会は廃止するべきではないかと思いますが、実際に開催しているのはどれぐらいあるのか。それから、私の思いとしては、議員というのは、委員会など発言する場所がありま

すので、議員が充て職で審議会に入るというのではなくて、できるだけたくさんの人に入っていただいて、県のさまざまな問題に意見を入れてもらうのがいいのではないかと思います。公募などで委員を選んでいる審議会がどれぐらいあるのか。また、女性の委員が少ないのではないかと考えています。名前を見ますと、同じ役職の人がいろいろな審議会に参加しているようなことも往々に見られており、いろいろな意見を聞いて政策を決めていくのであれば、たくさんの人に参加してもらうのが必要だと思いますけれども、その辺の実態がどうなっているのか、お尋ねします。

○阪本行政経営課長 審議会等の附属機関については、本県では委員がお述べのように、附属機関条例に基づくものと個別の法律や条例に基づくものがあり、9月議会で議決をいただきましたものを加えて、今現在、187となっています。

昨年度、休眠状態になっている附属機関についてはご指摘いただき、洗い出しを行いました。昨年の12月議会において7つの附属機関を廃止しました。ことしの2月議会においても、2つの附属機関を廃止する条例改正の議決をいただいたところです。その後も、開催実績については、年度の初めに昨年度の開催状況を調査したところです。開催実績のないところや、期間の締めが終わっているものについては、各所属において廃止させるように当課からも協議をしているところです。

それから、附属機関の委員で公募を行って委員に就任していただいているところについては、奈良県子ども貧困対策会議、奈良県がん対策推進会議、奈良県循環型社会推進協議会の3つです。

それと、附属機関の委員として女性が就任されているところについては、第3次男女共同参画計画で女性の登用率を40%と目標設定されており、現在、平成28年3月末現在では33.1%という状況になっています。以上です。

○今井委員

公募の委員会が187のうち3つしかないというのは、余りにも少ないのではないかと考えており、やはり幅広い意見を聞いて決めていくというのが大事だと思いますので、公募や女性の参加をふやしたり、そういう方向で進めていただきたいと思います。その点について、もう一度お尋ねします。

○阪本行政経営課長 公募については、委員がご発言のとおり、県民参加型の開かれた県の行政運営をするために、審議会の委員に公募で県民の方に入っていただくのがよいのではないかと考えています。当課においても、審議会の委員の公募を委員選定のときにはさ

れないのかについても働きかけをしていますので、そのようなことも進めていきたいと思っています。

女性についても、女性の目標率、設定40%がありますので、この部分についても登用のときに考慮してほしいと促しており、今後もそれを進めていきたいと思っています。以上です。

○今井委員 ぜひそのように進めていただきたいと思います。

次に、水道の問題で伺います。水道の広域化が進められています。広域化によって効率を図ろうという目的ですけれども、幾つかそれに関する疑問も寄せられていますので、伺います。

1つは、大滝ダムの建設で、長期水需要との関係は課題ではなかったのかというのが1点。

大滝ダムの建設費用が当初から大きく増大しました。たびたび地すべりの対策などがあり、当初の36倍と、予算が膨れ上がりましたが、県の負担金の増加で水道料金が高くなることが考えられるのではないかというのが2点目です。

3点目は、市町村が県水依存100%になった場合に、自分のところの水がなかったら、県が値上げと言え、そのまま値上げをされてしまうのではないかという心配がありますので、その点について。

それから、緊急時の水の確保を考えますと、自己水があったほうが安心になりますけれども、その場合の対応はどうなのか。私の地元で北葛城郡は、王寺町、河合町、上牧町の3町で水道広域化の話合いがされていると聞いていますけれども、王寺町でも上牧町でも水道ビジョンが策定をされている中で、水道の広域化を進める場合に、市町村の立場で県が考えたときに、県から見たメリットやデメリットにどんなものがあるのか、その点をお尋ねします。

○小槻地域政策課長 水道に関する広域化及び県水転換に関するご質問です。

まず1点目、大滝ダムの負担金が課題ではないのか。2点目が、それが料金に過分に転嫁されているのではないかというご質問です。

昭和47年に大滝ダムの利水、毎秒3.5立方メートルを県営水道の新たな水源として位置づけています。昭和40年代の人口急増時期にあっては、新たな水源開発は大滝ダムのみでした。ダムの水源開発は長期間を要するものであり、水需要も長期に予測しなければならぬものですが、当時は必要な需要見込みであったと認識しています。水需要の予

測としては、20年に1回程度の渇水時のダムの利水能力から水需給バランスを評価しており、降雨状況を踏まえた実際のダムの供給能力は大きくは余っていないと認識をしています。したがって、大滝ダム負担金が過分に料金へ転嫁されているということではありません。

3点目ですが、県水が100%になった場合に、水道料金が一方的に決められるのではないかというご質問です。

県水転換については、県で市町村の浄水場を更新して自己水を維持する場合と、県営水道100%に転換する場合と、それぞれ今後20年先までの人口予測と市町村水道料金の将来シミュレーションを行いまして、処方箋として取りまとめました。これをもとに各受水市町村に提案をして、協議を行ってきたという経緯があります。その後、県水転換を具体的に検討する市町村については、個別に協議を重ねて、転換に際して必要な整備費についても、転換に伴う県水の収入増に見合う費用を県営水道が負担をして市町村にメリットが出るように検討を行った上で、最終的には市町村の判断で県水転換の検討を行っています。県営水道の料金そのものについては水道局が所管するところですが、現行の県営水道の料金制度は平成25年度から1期4年として、2期8年を料金算定期間として出発しています。現在進めている圏域水道ファシリティーマネジメントの進捗や老朽水道管に必要な投資額など経営を取り巻く環境も変化していきますので、改めてこれらを見定めた上で料金水準を判断していくものと聞いています。

次に、自己水の確保が安全面から必要ではないのかというお尋ねです。

県営水道は吉野川系統の大滝ダムと津風呂・大迫ダム、宇陀川系統の室生ダムという2系統の水源を持っています。この2系統の水源を効率的に活用できるように、県営水道の管路はネットワーク化され、系統間で互いに水融通できる状態にあります。例えば桜井浄水場の水源である室生ダムで渇水や事故が起こっても、大滝ダム等の吉野川を水源とする御所浄水場から水融通することで、市町村への給水は安定した状態を継続して確保できます。このことによりまして、市町村が受水できなくなるリスクは極めて低いと考えます。

また、県営水道では浄水施設等構造物の耐震補強や管路の耐震化が進んでいますが、万一事故や災害等で一部の管路に被害が発生しても、調整池等の貯留施設だけで最低6時間の給水が継続できるため、先ほど述べましたとおり、その間に系統切りかえ等による水融通を行うことで、市町村への給水に支障を来すことはないと考えています。例えば磯城郡の広域化に際して、県営水道の管と町の管を直接接続した上で、県水100%に転換する。

その際に、管の途中の配水池を県水の緊急貯留施設の代替と位置づけて、磯城郡3町全体の緊急貯留池として使用する計画としています。このような考え方を取り入れながら、コスト縮減だけでなく、市町村が自己水源を持たなくとも、非常時に水道水を供給できるよう安全性の確保にも配慮して検討を進めていきたいと考えています。

最後の北葛城郡の広域化についてのお尋ねです。

上牧町、王寺町、河合町の水道広域化については、3町における施設共同化を軸として、業務や経営の一体化の可能性も含めて検討しているものです。3町の広域化検討案は、主に配水池の有効活用という視点での施設共同化ですので、施設の更新費用の抑制や施設の管理費用等のコストの削減、さらには経営の一体化により広域化のための施設整備や管の耐震化等、基盤強化のための国庫補助金が活用できるメリットが3町ともにあると考えています。一般的に広域化を進める上での課題の一つとしては、水道事業体の財政基盤や施設整備水準や水道料金などに格差があることが上げられており、現時点では広域化の一つの工法について3町が検討している段階であります。町側がそれぞれ何をメリット、デメリットと捉えるかはこれからの整理事項であり、その上での各町の判断となるものと考えています。県としては、県の持つ資産を有効活用することで市町村にメリットが生まれるような広域化を推進しており、県にとってもメリットであり、県営水道も町の配水池を非常時の緊急貯留施設として活用することができます。安全性が高まるという効果もあります。以上です。

○今井委員 県と市町村がそういう話をしていることが議会や住民になかなか伝わっていない側面があります。いいことであれ、悪いことであれ、やはり情報をきちんと公開して、いろいろな意見の中で一つの結論を出していくのが広域化を進める上で大事な視点ではないかと思っておりますので、そのような形でぜひ進めていただきたいと要望しておきます。

最後に、南部、東部の関係ですけれども、台風12号の大水害から5年が経過しました。災害の直後に行きまして、本当にどうなるのかという思いがしましたけれども、よく頑張っただけでここまで復活、復旧してきたと思っています。復旧はもとに戻る、復興はもっとよくなるということだと思いますので、前以上によくなる必要があると思いますが、県の計画では、平成32年までに南部の地域で人口を1,187人ふやす、東部では434人ふやすという計画です。しかし、実際に南部、吉野郡と五條市の今の人口を見ますと、7万6,981人という計画に対して7万1,149人で、4,645人少ないわけですので、ふやす人口と合わせますと6,032人少ないと。東部は宇陀市、山辺郡、宇陀郡で3万

9, 719人の目標に3万7, 366人の人口ですので、こちらも1, 919人、現状で少ない。さらにふやすというのを入れますと、2, 353人ふやさないと目標にならないということです。移住定住政策を県は進めていますけれども、よそから来ていただくのももちろん大事ですが、そこに住んで子どもを産み育てるには、どういうことが必要なのか。このような目標を実現するには、県はどんなふうの実現のために考えているのか。そのあたりについてお尋ねします。

○北村南部東部振興課長 南部・東部振興基本計画の今後の見通しについてのお尋ねと、定住を続けていくためにいろいろな施策が必要ではないかという2つの質問であったかと思えます。

まず南部・東部振興基本計画について、県では平成27年3月に南部振興基本計画、東部振興基本計画を策定しました。頻繁に訪れてもらえる地域、住み続けられる地域になることを目標として、まず、地域を知ってもらうための認知を広げ、次に、交流を推進し、移住定住につなげるステップを踏んだ取り組みを実施しています。委員がお述べのとおり、計画の目標の一つとして、人口の社会増減をプラスにすることを掲げています。計画がスタートして1年余りですが、計画策定したときの状況が社会増減としては、南部、東部合わせてですが、1, 600人の減少でした。昨年の1年間で1, 300人の減少という状況です。これは社会増減の分です。社会増減をプラスにしていくためには、移住定住を促進するという必要があります。そのためには、まず、雇用の創出が重要であると考えています。南部、東部地域での主要産業である林業の振興や、南部、東部地域への企業立地にも積極的に取り組んでいるところです。また、当課移住・交流推進室においては、ICTを活用して働く場所を選ばない方や手に職のある方をターゲットに絞った誘致活動や拠点整備などをこれまで行ってきました。さらに今後は、特産物や自然環境などの地域資源を活用した新たなビジネスを開発する先駆的なプロジェクトを推進していくこととしています。これらの雇用創出に係る取り組みを積極的に推進して、南部、東部地域の19市町村とともに移住定住を進めることで社会増減をプラスにしていきたいと考えています。

2つ目のご質問のいろいろな施策が必要ではないかというご質問ですが、委員がお述べのとおり、医療、子育て、教育の充実が必要であると認識しています。幾つか申し上げますと、まず、医療については、本年4月に大淀町で南奈良総合医療センターが開院し、順調に運営を行っています。教育においては、南部地域の振興に貢献できる人材を育てるため、十津川高校などに実習備品の整備を行ったほか、小規模小学校でのICT機器を活用

した学習の実施や遠距離児童生徒の通学費の補助などを行っております。また、保育については、南部、東部地域の全ての自治体において、認可保育所や小規模保育事業所、または過疎地等で実施される特例保育による保育が実施されまして、現在のところ、充足していると聞いています。

今申し上げましたそれぞれの取り組みの詳細については、各部局の審査時にお問い合わせいただければと考えています。以上です。

○今井委員 高校進学が別離の春だと聞いたことがあります。家から通える高校がないということで、親元を離れる、中には子どもだけでは心配だと、お母さんまでついていくということを知ったりしますけれども、南部地域の中学生、平成28年度の卒業生925人のうち南部地域の高校に進学する割合が43.4%、東部地域は312人のうち東部の高校に10.3%という進学状況です。小・中学校の統廃合も進んでいる状況ですけれども、こうしたことに鑑みて、どういう対応をしたらいいのかをぜひ県でも今後進めていっていただきたいとお願いして、私の質問を終わります。

○猪奥委員 1点だけお願いします。

先ほど今井委員からもお尋ねがありました移住定住についてお伺いしますが、今お答えいただいたように、南部東部振興課でいろいろ施策をしていただいています。19市町村でそれぞれワンストップの窓口をつくっていただいて、県とも連携をとりながら、ことしにはセンターもつくられて、相談された方はそこでご相談を受けて、それぞれ市町村をご紹介して、移住定住に向けてステップを踏んでいくと。いきなり移住定住は難しいかもしれないので、例えばトライアルというものもつくっていただいて、少しずつ奈良の奥大和のエリアに人が入って、住んでいただく施策が進んでいくように思っています。

一方で、南部・東部というのは、奈良県内では人口が減少してきており、財政的にも人口的にも、たくさん施策が必要だというエリアだと思うのですが、同じような状況は、例えば奈良市の東部山間にもありますし、天理市の山間の地域や、桜井市の山間の地域も、これから人がどんどん減っていくエリアはあります。そういったエリアに対して、県は移住や定住の支援が、今は打っていないのが現状ではないかと思っていますが、これからそれらの地域に対して、どういう施策を打っていかうとされているのか、また、打っていくべきとお考えなのかを地域振興部長にお伺いします。

○村田地域振興部長 移住対策についてのお尋ねですが、委員からご指摘のとおり、現在、南部・東部地域については南部東部振興監が取り組みをしていますが、南部・東部

地域の市町村は、そもそも過疎化、高齢化が、それぞれの市町村全体で進んでおって、さらに財政基盤が脆弱であって職員数も限られているということで、移住定住施策のみならず、県が直接的に支援するのが必要だという地域だと考えています。そういうこともあり、今現在、南部東部振興課等を中心にいろいろ取り組みをしている状況であると思います。

一方で、今ご指摘があった奈良市をはじめ、北西部の市町村については、南部・東部地域と同様の課題を抱える地域を、その市町村の内部の一部として含んではいますけれども、全体がそういうわけではないということで、本来的に、その市町村がそれらの一部の地域をみずから支えて市町村域に移住定住施策を進める力が当然あると。例えば、奈良市の場合は、奈良市のごく一部の地域で課題を抱えるところはあるけれども、そこについては、奈良市そのものが、定住施策、移住施策を推進する力があると私は理解しています。

したがって、県が直接南部・東部地域のように出張っていくのではなくて、後方支援という形で、県としていろいろな形でバックアップをさせていただきたいと考えています。

○猪奥委員 確かに奈良市の中では、まだまだごく一部のエリアではありますが、この間の国勢調査の結果を見ていただいてもわかりますように、奈良市といえども人口が減少してきていると。県内の中で特段ケアをしたいエリアが南部・東部のエリアだというのはもちろんわかりますけれども、一方で、移住をされる方の視点で考えてみますと、移住をされたい方というのは、例えば自然環境がいい、子育て環境がいい、今住んでいるところよりも広い居住地を得られる、そのようなことを求めて地方へと移住をされる方が多いかと思えます。

都市圏にお住まいで移住を考えておられる方からすると、そこが何市であるかや、指定されている過疎地であるかというのは、恐らく念頭にないのかと。私たちが旅行に行くときに、行政区が何かというのはあまり考えていませんので、移住を考えておられる方が奈良っていいかなと、奈良を移住の一つの先に選んだときに、窓口が統一化していないと得られる情報も得にくいと。移住をされる方というのは、まず情報を集めますので、情報の窓口が県として一本化していることの意義は、非常に多いように思うのですが、その点のお考えを、お聞かせください。

○村田地域振興部長 ご指摘のとおりであり、移住定住施策そのものは本来、市町村の役割で、それぞれの団体がみずからの魅力を発信していく必要があると思います。今、例として挙げました奈良市の場合には、当然力があり、みずからやっただけ必要がある

ところは変わらないことですが、全国的に見た場合、オール奈良県として、例えば情報一元的に、どう対外的に発信していくか、これはe n g a w aの情報も含めということだと思えますけれども、その辺について、確かにご指摘の趣旨は非常によくわかる場所ですので、一定どういった方法があるのか、検討する余地はあろうかとは思っています。

○猪奥委員 もちろん県の事情はわかっていますので、見比べられている、考えておられる方に適切な情報発信のあり方をまず第一義に考えていただいて、つくり込みも構築していただきたいと思えます。以上です。

○川田委員 決算審査なので、決算の報告書から聞きたいと思えます。

平成27年度奈良県歳入歳出決算報告書の38ページ県税、今年度の県税の個人の分の収納、徴収率は99.06%でよろしいのですか。

○北條税務課長 徴収率についてのお尋ねです。

県税全体のお話ですか。

○川田委員 個人。

○北條税務課長 個人県民税でよろしいでしょうか。

○川田委員 そうです。

○北條税務課長 個人県民税についての徴収率ですが、平成27年分が、現年が99.1%、滞納繰越が23.4%、合わせて95.4%になっています。平成26年度と比べますと、平成26年度の現年が98.9%、滞納繰越が23.5%、合計が94.7%ですので、合計徴収率で見ますと0.7ポイントのアップとなっています。以上です。

○川田委員 徴収は、市町村が全部委託しており、市民税と一緒に取っておられる、その解釈でよろしいですか。

○北條税務課長 個人県民税については、地方税法により、市町村に賦課徴収を委任しており、市町村で県民税と市町村民税を合わせて徴収していただいています。

○川田委員 市町村でも債権管理課などをつくっておられますけれども、滞納分についても全部市町村に委託されているのですか。多分滞納分に関しては、仕事は別だと思えますのですが、どうですか、県で滞納分のは徴収に行かれていますのですか、債権回収に行かれていますのですか、いかがですか。

○北條税務課長 滞納分についても、原則的には各市町村で徴収されています。ただし、市町村だけでは、確かになかなか実効が上がらない場合もありますので、地方税法に基づき、市町村の同意がとれる分については、県で直接徴収するという地方税法第48条の制

度があります。また、県からも市町村に任せきりにならないように、市町村から要望がありましたら、県の税務職員を市町村に派遣するなどをして、市町村の徴収を支援しているところです。

○川田委員 わかりました。要望があれば市町村に派遣していただけるということですね。

○北條税務課長 できるだけ要望には応えていきたいと考えていますが、県にももちろん人的な制限はありますので、その中でできるだけ要望には応えていきたいと考えています。

○川田委員 わかりました。市町村には、それは全てにご報告申し上げておきたいと思えます。

滞納繰越分について、わかりにくいのですけれども、現年度分の滞納繰越の徴収率というのは何%で、繰越の分と分けたらどうなるのですか、滞納の分だけ見たら。

○北條税務課長 今のお尋ねは、現年分の徴収率と滞納繰越分の徴収率でよろしいでしょうか。

○川田委員 滞納繰越分。

○北條税務課長 その年度において、課税されている分は、当然のことながら納期内納付される分も多いですので、徴収率は高くなっていますが、翌年度以降に繰り越されます滞納繰越分については、当該年度で徴収し切れなかった分ですので、どうしても滞納繰越分については徴収率が低くなっています。県税全体で申し上げますと、現年の徴収率が99.2%に対して、翌年度以降に繰越したものについては26.9%と、昨年の実績ではそうになっています。以上です。

○川田委員 わかりにくいのですが、滞納繰り越し分で調定額が、約24億円ほど上がっているのですが、この24億円分の幾らが昨年度から繰り越しされてきた分なのですか。

○北條税務課長 平成26年度現年から平成27年度に繰越した分となりますと、10億円余りとなっています。

○川田委員 ということは、今年度で新たにできた滞納額が14億円ということですか、24億円幾つだったら14億円という解釈でよろしいですか。

○北條税務課長 滞納繰越分について、平成27年度分で申しますと、調定額として35億円あります。そのうち、先ほど申しましたように、平成26年度現年から平成27年度の滞納繰越に行きましたのが10億円余り、その他の分が大体25億円余りあるということになります。

○川田委員 いや、調定額は24億円ですよ。

もう一回いきますと目1の個人、節2の滞納繰越分ですね。

○北條税務課長 今県税全体でお答えしましたが、委員からのお尋ねは、個人県民税ですので、個人県民税でお答えし直しますと、個人県民税の平成26年度現年から平成27年度滞納繰越に行きました分が5億2,700万円余りとなっています。

それ以外の分については、翌年度以降にずっと繰り越している滞納繰越分ということになります。

○川田委員 わかりました。それなら、約19億円が繰越しに持ってこられた額であるということですね。

そこで、市町村でもよく議論になっていたのですが、不納欠損額について、不納欠損を合法的に、やっていかなければ、どんどん膨れていく一方であり、その処理は、かなりスピーディーを持って、やっていく必要が今後あると思うのですが、帳面上の問題ですけれども、その点のお考えはどうか。

○北條税務課長 委員がおっしゃるとおり、徴収できないとわかっているものについて、引き続き持っていますと滞納分がどんどん膨らんでくるということになります。ですから、徴収できないと判断できるものについては、委員がお述べのように、通常、滞納処分の停止というのですが、滞納処分の停止をして、税金の時効は5年ですが、滞納処分の停止をすると3年で納税義務が消滅する。例えば法人関係で、もう廃業して、将来的に入っていないのが明らかな場合は、3年待つことなく納税義務を消滅させますので、そういった制度を積極的に使って、徴収できないとわかっているものについては、早目に不納欠損処理をしていくことが、各市町村にとりましても滞納を少なくしていき、取れると言えおかしいですけれども、本来まだ徴収できる分について力を注ぐことができると県でも考えていますので、事あるごとに市町村に対して適正な不納欠損処理、納税義務を消滅するようということとは申しています。

○川田委員 いや、申しただけなくとも、市町村は大分前から、それは議論になっていてやっていて、県のほうが、滞納額からしたら不納欠損額がかなり少ないではないですか、だから、ふと思ったのですけれど。

だから、県でも債権管理規則等々あるのですか、つくらないとだめですよ。基準をつくらないと、担当者の裁量だけではできませんので、その債権、制度に基づいたものによって、何かそういった措置をやっていくことは、非常に重要なことだと思います。

今、課長がおっしゃったように、どんどん膨らんでいくばかりで、全く意味がありま

せんから。だから、仕事の効率も非常に悪くなりますので、その辺は明確にしていったほうがいいのではないかと思いますので、これは要望しておきます。

それと、法人県民税について、前から言っていましたけれども、今回の決算を見ても、簡単に言いますと、収入未済額など非常に多いのです。収入未済額が多い中で、これも前に言っていました、県民法人税から超過税を取っていると、本末転倒だと思うのです。それで、自分たちが取れなかった分を、別のもので補填をしているという感覚になってきます。

だから、前から言っていたように、もともと超過県民税については反対だったのですが、何かその点の考えはいかがですか。これだけの未済がありましたら説明できないと思うので、その点どのように考えておられますか。これは税務課長ですか。

○北條税務課長 今のお尋ねの法人県民税の収入未済額は、現年課税分が470万円余り、滞納繰越分が1,700万円余りと、合計2,100万円余りとなっています。

先ほど、委員のご指摘がありました、法人県民税の超過課税分については、収入額として3億数千万円ですので、委員ご指摘の、収入未済額がその収入に比べて余りにも大きいのではないかという認識には立っていません。

○川田委員 言っている意味が全然違いまして、全体で県税だけで見ても32億円ほどの未済があります。32億の未済があつて、3億円の超過の税金をお願いするのはおかしいのではないですか。30億円未済で、別にプラスアルファをお願いしているわけです。税金は未済はつきものですが、この水準から見て、言い方は悪いかもしれないのですけれども、うちは30億円取れなかったのです、だから、あなたたち3億円くださいということ。これは、租税関係から考えた場合、県民に説明が通らないのではないかと思います。早急な見直しが必要だと思うのですが、その点いかがですか。

○北條税務課長 県税全体での収入未済額となりますと確かに32億円あり、そのうち個人県民税の分として、市町村でお願いしている分が20億円余り、県で直接処理しているのが12億円余りとなっています。もちろん徴収というのは、自主財源を確保する意味合いで非常に大切なものなので、県も税務組織全体で徴収対策を行い力を入れてやっていますが、結果として、確かに32億円余りが収入未済となっており、確かに全て徴収できることにこしたことはありませんが、いろいろな理由がありまして、不良債権化する分がありますので、未済額があるから、この未済額を取ればいいのではないかには、現実にはなかなかならないところがあります。

法人の超過課税については、県だけではなくて、税制調査会等のご意見もいただきなが

らやっています。まずは、税制調査会でも見直しをかけることになっていますので、今後そういったことも含めて、第三者の方にも意見を聞きながら対応していきたいと考えています。

○川田委員 未済の分を取れなど、そういう言い方をされましたけれども、誰も一つとそんなこと言っていないです。この論理で言っていて、32億円の未済があると、そして3億円を新たにお願していること自体がおかしいのではないかと言っているのです。未済は取れないのは当然あるのはわかっています。あなたはこういう言い方されたなどと、いつも県は、そのような言い方をされるではないですか。誰もそのような意味で言っていないのに、言ったような言い方は、やめてもらえないですか。そういった言い方をしたか確認してください。委員会は、今インターネットで映っていて、知らない人が聞いたら、そう言っているように思われるではないですか。どこが今、未済を全部取れと一言でも言ったのですか、言っていないですよ。そういった言い方は二度としないでください、お願いします。

次に行きますけれども、これについては、年に何回か審査会が開かれるのです。この中で、昨年も十分意見があつて、議事録も読ませていただきましたが、現在でこういう超過課税は古臭い方法であると、これは現在になじまないとおっしゃっていた出席の委員も多くいらっしたのです。

一体これは何の目的でやるのだ、医療をやるのですと、医療も全員からお金を取っているのではないですか、特定の企業の方たちだけのために医療があるわけではないでしょ、なぜそこから取るのかと。何か目的税的なもので取るのだったらまだわかるのですが、そうではないので、ましてや県の企業の成長関係もずっと悪かった中で、政策としてやっているのは逆行しているのではないかと思っています。だから、議会でこういう意見があったということは審査会で言ってもらわないと、県の理事者の都合だけを言ってもらって、そして審議をお願いすると、これは本末転倒だと思いますので、こういう意見があると、委員でも2年がかえようということで、議事録を書いているのではないですか。だから、そのことを、今後言っただきまして、ことしは必ず見に行こうと思っていますが、それを言っただいた中で、公正、公平の中でご審議いただくことを、お願い申し上げます。

細かいのがたくさんあります。減収、平成27年度奈良県歳入歳出決算報告書48ページ、地方特例交付金で、約5億円いただいています。減収補填ということで、税収が減ったから、その補填であるということになっていますが、これに対して、県としては税収が

減っているということは、スクラップ・アンド・ビルドの考え方からいって、バランスとしてはスクラップのほうをかなり多くしていけないといけない。そのあたりはどのような努力を、平成27年度はされたのか、お聞かせいただけますか。

○岡野財政課長

地方特例交付金の減収補填ということで、住宅ローン減税をしているので、そこで収入が減った分を国から補填してもらっているという制度です。

地方交付税は、おっしゃるように、決算の状況で見ますと、地方交付税と臨時財政対策債と一体をなしていますが、ここのウェートは本県の場合、非常に大きくなっており、ここが財政運営に占めるという割合は非常に高いことは事実です。

以前から委員がおっしゃっているように、交付税制度は、今後なかなか厳しいということもありまして、本県でも当然のことながら、それに備えて財政運営をきちんと手綱をとってやっていかなければならないということは、当然委員と同じ認識でいます。

そういった中で、やはり従来から申していますように、事業をするのならやはり財源で、一般財源ではなくて特定財源をとってくるというものや、多少息の長い取り組みですけれども、将来の税源涵養に向けた取り組みも当然効率的に進めていかなければならないと考えます。

それから、決算のときには、各種財政指標を用いまして、今奈良県がどのような位置にあるのかなど、適正にあるのかを目くばせしながら財政運営していくことが肝要かと思っています。以上です。

○川田委員 課長の答弁のとおりだと思います。今後、財務省の審議会ですか、何かの報告書を読んでも、臨時財政対策債等もやめていくべきだということをはっきりと明言もされていますし、それを受けて、総務省あたりはまた違うこと言うのですけれども、現実的に、ここまで膨らんだ財政で、医療費などにもメスを入れなければいけないとか、高齢化の率にもよりますが、そういった議論もなされている中で、地方交付税はではどうなのかということで、地方財源についてなかなか総務省の壁が厚くて、そこにはなかなか手を入れることができないかという声は国からもよく聞きます。現実、今の地方財政制度の考え方からいけば、起債を組んで交付税措置等もやったり、結局は、地方が赤字国債を発行しているのと同じ考え方になっているのです。だから、地方としては厳格にやめていくべきところはやめていかないと、今の子どもたちに借金をどんどん送っていくという考え方になってしまうではないですか。人口も減っていくわけですし、GDPが人口が減ったから

減るとは限らないですけれども、その点も考えた場合、今、子どもの名義でたくさんのお金を借りて、将来、子どもたちが、自分たちが使ってもいないお金を返していかなければいけないといった構図になるので、そのあたりは厳格に財政としてはやっていただきたいと思うのです。

各部署等も、予算歳入で聞いていきますということだったので、予算審査特別委員会で、全部財政課長が答えられるということで、それは酷だと思っていましたので、各担当で教えてくださいと言っていたのですけれども、きょう見る限り全員は出ておられないのですが、スクラップ・アンド・ビルドで、特にスクラップのほうはどのように取り組まれたのか、財政課長に聞いても、全般的なことが今のお答えだったと思うのですけれども。そのあたりどうですか、試しに、人事はどうだったのですか。

○柘井総務部次長人事課長事務取扱 事業のスクラップのお話かと思います。細かい話ですけれども、人事課にも幾つか事業がありまして、毎年度毎年度、予算要求の時点で財政部局から見直しの通知文が出ていますので、それに従いまして、それぞれ事業を見直しています。去年も1つ高齢者事業というのがありまして、正確に申し上げられませんが、そういう事業を見直した実績というか、例があります。

○川田委員 わかりました。一つずつ聞いていきたいのですが、時間がないので。

一例ですけれども、例えば平成27年度奈良県歳入歳出決算報告書56ページ、県土マネジメント費の負担金等々書いていますけれども、土地区画整理事業の負担金は電線共同などいろいろありますが、調定額と予算額に、なぜこれだけ開きがあるのですか。

負担金などは、大体予算がわかってくるものではないのですか。わかっているものなのに、なぜこれだけ開きがあるのかということは、予算額の歳入を大きく見せてしまうという、わざでしょ。近ごろこのようなことをやっている団体はないと思うのですが、そのあたりはいかがですか。なぜ、2倍も3倍も違うようなこれだけの違いの歳入を予算で上げるのか、意味がわからないので、教えていただけますか。

○岡野財政課長 今、お問い合わせは、県土マネジメント費の負担金ですので、申しわけございませんが、詳細については県土マネジメント部の審査のときにお問い合わせいただければと思いますが、一般論で申しますと、県土マネジメント部の事業は公共事業が多くなっており、やはり国庫をもらって事業を進めるものが多いと。予算のときには、国庫の見積額のもとに事業費をはじき出すのですけれども、年によって違いますが、当然個々の認証がありまして、そこで認証減になりましたとなると、自動的にスライドして事業費を

落とすと。そうすると、それに比準して、その負担金も同率で減らしていくということが多いのかと推察されます。以上です。

○川田委員 あしたの県土マネジメント部でじっくりと聞きたいと思いますが、財政も、当然チェックを入れていくわけで、これだけ膨らんだ歳入が組まれたら、少しおかしいですよ。その辺は厳格に、補正予算があるわけですから、途中で決定したところで補正予算を組めばいい話ではないですか。

これも補正予算を組んでいるのに、調定額はもうやっているのが全部事後調定です。入ってきた額をそのまま載せているだけではないですか、これは調定ではないです、調定と言わない。ある程度の目測を持って、正確にやらす必要があるのではないですか。それではなかったら、これだけ大きな額を組んでいたら、歳出も大きく組んでしまうわけで、ではなかったらどうするのだということになってきますし、決算審査ですから、決算書を見て審査をやっていくべきだと思って申し上げているので、その辺は財政からのチェックを厳しくやっていただきますようお願いしたいと思います。

平成27年度奈良県歳入歳出決算報告書58ページ、59ページ、全部ほとんど同じように大きく組まれたところがありますので、各個別によって事情の違うところはあるかもしれませんが、その点もお願いしておきたいと思います。調定額と予算額の乖離を必ず目的を持ってやっていただかないと、おかしくなると思います。

委員長、歳入の審議と書いていますが、先ほどの県土マネジメント部に関しては、あしたの歳入について聞いていいわけですか。

○中村委員長 関連ということで。

○川田委員 歳入の審議だったら、普通歳入の全般的に全部聞いていきますから。

○中村委員長 その解釈が、厳格なことがないわけで。

○川田委員 歳入ですから、誰でもいいですが。

○中村委員長 的確に答えられると思います。

○川田委員 聞いていきます。平成27年度奈良県歳入歳出決算報告書101ページ節の13災害関連事業補助金の内訳を教えてください。

○岡野財政課長 恐らく県土マネジメント部、もしかすると農林部も一部あるかもわかりませんが、恐れ入りますが、そちらで問い合わせさせていただきますでしょうか。

○川田委員 法に基づいた報告書が提出されて、これに対して審議しているわけで、その部署がないとって審議できないのが、これは委員長、あした、聞かせていただきます。

そして、これもわからないのですけれども、平成27年度奈良県歳入歳出決算報告書105ページ、2地域振興費委託金、節の2、新たな広域連携推促進事業委託金と、3主催者教育普及実践事業委託金ですが、予算が上がっていませんけれども調定額が上がってきたと、金額はわずかですけれど、これはなぜ補正を上げないのですか。

○中村委員長 どなたが答弁できますか。

○川田委員 地域振興費委託金ですから地域振興部ですか。

○浅田市町村振興課長 済みません、今資料を持ち合わせていませんので、すぐ調べて回答したいと思います。

○川田委員 中身がわからないのですけれども、聞きたかったのが、なぜ補正に上がっていないのかということなので、お願いします。

○山下地域振興部次長企画管理室長事務取扱 今、川田委員から、予算と、決算の、この事業の中身については別途ご説明差し上げますけれども、なぜ補正予算をとのお問い合わせについて、歳入ですので、必ず予算計上をしなくてもよいという判断で予算計上をしていないところです。

○川田委員 歳入も、決算書に載せるけれども、補正予算が最終大体2月に減額補正等々やられますので、そのときに普通だったら、間に合うではないですか。しかしそれ以降に入ってきた分なら、わざわざ県会にかけることがないので、決算の部分が入ってきてしまったと思うのです。それを聞かせてください。

○山下地域振興部次長企画管理室長事務取扱 中身について、確認して、ご報告差し上げるようにします。

○川田委員 ことし、金利が安くなったということもあって、平成27年度奈良県歳入歳出決算報告書113ページの財産収入、2利子及び配当金で、5億8,500万円という調定額になっていますけれども、予算は約15億円上がっていますが、ここまで差が出てしまうという影響は何のですか。もともと低金利のマイナス金利等々は平成27年度もあったと思うのですが、いかがですか。

○岡野財政課長 まさしく、委員が今ご指摘のありました低金利のものでして、今回の低金利の直接の引き金になったのは、ご案内のとおり2月18日の日本銀行のマイナス金利の導入という話があります。予算編成段階のときには、当然、多少は予測できるのでしょうけれども、その後の好転というものも踏まえて、利率を設定して予算を計上しているということでございます。以上です。

○川田委員 金利か下がった影響が大きかったと、このような解釈でよろしいですね。

それと、116ページ、財産売払収入で、これは当初予算がかなり大きく、5億6,700万円、そして2億8,500万円が調定で収入済額であると、こういう計算ですね。これはどうなのですか、不動産売払収入と物品もありますが、土地の場合だったら、その候補地というのは全部合った金額ですか、それとも適当に組んでおいて、歳入を大きく見せて、年度末になったら調整していくので、そこで売らなくて済んだという昔ながらのやり方なのか、その辺を教えてください。

○中田管財課長 土地建物の売払収入についてお答えします。これについては、約4億円を、予算で歳入計上しています。具体的にこの土地という見込みがあって計上しているわけですが、現実には、その土地のうちの2億円余りが売却までこぎつけることができたという形です。ほかの物件については、当初、平成27年度において売却を見込んでいったところですが、それぞれの建物つきのところなどもあります。売却に当たってのいろいろ手続を進めていく上において、例えばアスベストの調査をしないといけないであったり、売り払いのときには、全てが判明した状態で売り払うこととなりますので、その点が平成27年度中に条件を整えることができませんでしたので、平成28年度の歳入として売り払いに至らなかったということです。以上です。

○川田委員 では、4億円部分の計画はあったわけで、あった上での予算計上であったという解釈でよろしいのですか。

○中田管財課長 はい、計画はあった上での予算計上です。

○川田委員 わかりました。先ほどからの全体的な分から見ても、歳入が余りにも大きく組まれ過ぎているところに疑問点がありまして、もう少し細かくやっていただければと思います。

今に関連して言いますが、財産に関する調書を見て、行政財産と普通財産がありますが、特に普通財産で、売却できるものというのはどれくらいあるのですか。

○松岡ファシリティマネジメント室長 県有財産の中で売却できる普通財産はいかほどあるのかということです。

当ファシリティマネジメント室においては、県有資産の中で、現在、低未利用の状況にある資産については一覧表を作成しており、ホームページ等でも公表しています。

その中では、財産の種類としては、今後まだ何らかの活用の可能性のあるものについては継続保有資産という形で計上していますし、有効な活用とはみなせないものの、まだ必

要があるということで活用を続けているものについては事業用資産、それらに該当せず、県としては活用する見込みがないので、市町村や民間等への売却等を目指していく資産として整理資産というものに分類して計上しています。整理資産に該当するものは、現在、数としては46の資産があります。これらについては、今申しましたように、県での活用は見込めないということで、市町村や民間等での活用に向けて取り組んでまいりますが、全てが即座に売却に出せるという状況ではない状態です。以上です。

○川田委員 土地でいけば普通財産でもかなりの面積が上がっていますけれども、今のその整備資産は、このうちの何%ぐらいを占めるのですか、

○松岡ファシリティマネジメント室長 現在それについては、手元に資料がありませんので、改めて調べます。

○川田委員 わかりました。これも手元に資料がないのかもしれないですけども、土地を購入されたときの簿価がありますよね、簿価と地価の違いを比べているはずですよ。土地開発公社でも、解散するときでも、簿価と時価、全部やらないとだめですよ、その辺の計算は今どうなっているのですか。幾らの資産があるかという資産価格を知りたいです。行政財産も含めてですか、それは今資料がないですか。

○松岡ファシリティマネジメント室長 それについても手元に資料がありませんので、今すぐにはお答えできかねます。

○川田委員 わかりました。それも後ほどで結構ですので、教えてください。その分、この財産調書に係る財産額をお願いしたいと思います。

○中村委員長 川田委員、川田委員のご意見は少し延ばして、ここで休憩とって、1時から再開で川田委員の残余の質問をやっていただくと。それで、午後から、医療政策部、くらし創造部、景観・観光局も予定されています。だから、川田委員の質問も含めて、できる限り時間内に終わるようにご協力をお願いしたいと。

○川田委員 それは、無理があります。

○中村委員長 いえいえ、やってもらっていいのです。

そういうことで、審議途中ですが、午前の部の川田委員の意見、途中で中止をして、午後冒頭より、また川田委員にやってもらおうということで、1時から引き続き開会をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ただいまの午前の部の会議は、これをもって閉会をします。

12:17分 休憩

13:04分 再開

○中村委員長 それでは、午前に引き続き会議を再開します。

川田委員に、引き続きご質問をお願いします。

○川田委員 平成27年度奈良県歳入歳出決算報告書の131ページ、項1、延滞金、加算金及び過料等の1延滞金ですが、延滞金で、徴収されていますが、1点わからないのが、なぜ延滞金の未収がないのですか。調定額と収入済額が上がってきたら、事後調定で全部上げているだけですよ。けれども、本来、前年度分もあるし、今年度分の滞納でも32億円あるのですよね。この分の延滞金が、発生しているはずではないですか、発生している部分の収入してもらったものだけが決算書に載ってまして、決算書として、正確ではないと思うのですけれども、いかがですか。

○北條税務課長 延滞金について、委員からご質問がありましたが、委員がお述べのとおり、延滞金については、本税が残っていると、その本税に対して最初の一月間は、今で申しますと2.8%、その後9.1%の延滞金がかかっていきますので、日々延滞金の額が変わっていきます。そのことによりまして、延滞金については収入調定ということで事後調定をとっていますので、ここに書いています収入済額1億5,400万円余りになっており、収入未済額はゼロとなっています。

○川田委員 それは正しくないと思うのです。これはほかの地方公共団体でも、議論が臆されていると思うのですけれども、決算は、3月末でやるわけでしょ。出納閉鎖期間は5月末までありますけれども、決算は3月末でやるので、その時点の分を書けば済む話ではないですか。複式簿記ではないのだから日々変わるといっても、そのようなものに連動してやっているわけではない。だから、きちんと書いてもらわないと、幾らの収入を、債権が発生してるのかということも含めて書いていただかないとわからないです。かなりの額があると思います。それで、未収も載ってこないといけないのではないのですか。そうでないと、決算書が合わないのではないのですか。入った分だけで、書いていたら、ほかの科目でも全部入った分だけ書いておけばいいのではないですか、そうではないのですか、どうなのですか。

○北條税務課長 延滞金を、どのような形で調定していくか、もしくは、決算書の中にどういう形でお示していくかについては、他府県の例も参考に、検討していきたいと考えています。

○川田委員 また他府県ですね、だから書いてくださいよ。見る側としては、審査する側

としては、正確なものが書いていなかったらわからないではないですか。だから、ここに書いていただいたらいいのではないですか。

それをやらないと、先ほども前段に言っていましたが、不納欠損も進まないです。延滞金が全部取れるということはないと思いますけれどやはり書いていただかないと、正確な数字がわからないので、それはお願いしておきます。

同じ131ページですけれども、貸付金元利収入の未済額で、かなりの額が上がっているのです。これも先ほどと同じで、現年度分と過去繰越分がわからないのです。多分、一括して調定額に上げていると思うのですが、部署でいえばいろいろ分かれるのですが、まとめて聞きたいですが、これはどうなっているのですか。未済額も、現年度分が幾ら貸して、現年度分が幾ら返ってきて、過去からの繰り越しがどうなっているのか、この資料ではわからないので、その辺をご説明いただけますか。

○阪本行政経営課長 貸付金元利収入の収入未済金については、15億6,700万円余りです。その内訳については、高等学校の奨学資金の貸付金、大学の奨学資金の貸付金等、専修学校修学資金貸付金等で15億6,700万円ということになります。

○川田委員 それは平成27年度奈良県歳入歳出決算報告書を、見たらわかるので説明は要らないですけれども、聞いているのが、現年度分と繰越分がどうなっているかを聞いています。例えば、専修学校について、未済が上がっているものがあります、そのほか高等学校全日課程、高等学校奨学金貸付、大学奨学金貸付、就学支援奨学金貸付などがあるではないですか。そこを現年度分と、繰越分を言っていたらいいかと、内容はわかりませんので、そこをご説明いただけますか。

○阪本行政経営課長 これについては、教育委員会で所掌している奨学金ですので、こちらで回答させていただきたいと思います。

○川田委員 歳入の審議ができないという奈良県議会は、おかしいのではないですか。歳入は歳入で、答えられるようにしておいていただきたいと思います。

それだったら、今度も貸付金ということで、総務に絡むのですかね。前からいろいろ県が貸されて、これだけの数があり、助かって喜んでおられる方もたくさんいらっしゃるのですが、施策自体がだめとか云々を言っているわけではないのですが、貸付金は、普通は法令等、何かに基づいて税金を貸すわけですから、やっていかなければいけないと思うのですが、その貸し付け根拠となっているものは何ですか。以前は地方自治法にはないということで、ないからやっていいと、答弁がありましたけれども、あれから勉強しましたら、地

方自治法の法律に基づいてやるとなっています。地方自治法にも書いていますので、ないことは普通はやってはいけないのですけれども、何か規定があると思うのですが、それをご説明いただけますか。

○**阪本行政経営課長** 中小企業の振興のための貸付金や、先ほどの奨学金のための貸付金などについては、金銭消費貸借契約ということで、私債権という取り扱いでの貸借をしていくと考えています。

○**川田委員** 私債権と言うけれども、自分のお金を貸すのだったらいいと思います。だけれども、税金を貸しているのだから、要綱などで決められているものの中にはあるのかもしれないですけれども、要綱はあくまでも内部規定ではないですか、外部の方に関係していますよね。まして税金は全員に関係しているわけだから、全員に関係しているものであれば、条例等をつくらないといけないのではないのですか。

大卒の基本的な条例でいいと思うのですが、何か根拠をつくらないと、根拠なしで、要綱でこれを重ねていくということは、どのように考えても、行政法の考え方からしたら、それはなじまないと思うのです。ましてや私法上の財産のもので、財産のかかわることであれば、民法等による規定によって、構わないと思うのですが、これは行政が税金を使ってお金を貸していますので、何らかの規定が要ると思うのです。今後、そういった条例をつくっていただくようお願いをしたいと思うのですが、いかがですか。

○**阪本行政経営課長** 法律や条例についての内容は、こちらでも勉強しながら進めていきたいと思っています。

○**一松総務部長** ご指摘も踏まえまして、そこはしっかり点検したいと思っています。

○**川田委員** よろしく申し上げます。

平成27年度奈良県歳入歳出決算報告書139ページ目の雑入、節の雑入で、収入済額が12億4,900万円余が出ています。これは、代表質問でも聞きましたが、生駒市の高山の崖が崩れて、崩れたときのガラ撤去の費用を請求されていて、多分雑入に入っていると思うのです。収入が載っていないのですが、具体的に雑入の内訳を教えてくださいませんか。雑入とまとめてありますので内訳をお願いできますか。

○**岡野財政課長** 雑入に入っているものは、毎年規則的に入ってくるものではなくて、年度年度の特殊事情に入ってくるものが多いと思っています。大きなところでいきますと、例えば介護給付費の負担金の返還金、後期高齢者の医療費の広域間の返還金でこれは市町村に出したものを、過年度に精算されて、たくさん受け取っていたものを返してもらおうと

いったものが非常に大きなウエートを占めています。以上です。

○川田委員 課長、今、手元にないかもしれないので、できましたらきょうじゅうに、内訳をいただきたいです。すぐ出ると思いますが、金額と項目だけで結構なので、よろしいですか。

○中村委員長 きょうじゅうかどうかは、判断できますか。

○岡野財政課長 分量的にどうなるかわかりませんので、できるだけ速やかにまとめたいと思いますので、ご理解よろしくをお願いします。

○川田委員 それをお願いします。もし間に合わなかったら、ガラ撤去の分だけ先に教えていただければと思います。

歳入は終わります。

次に歳出ですが、ロゴマークを行きたいと思います。前々から審議をさせていただきまして、言うべきことは、ほとんど言ったかという感じはしますが、午前中に梶川委員から発言もありましたが、奈良県が金額を提示したと、good design companyのツイッターにこれが上げられており、マスコミもそういった取材が行ったということは聞いています。提示したのは、いつかということをお教えいただけますか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 予算額を提示しましたのは、3月24日の第3回総会で水野氏に制作依頼をすることが承認された後、見積書の提出を依頼する際に口頭でお伝えしました。以上です。

○川田委員 3月24日でよろしいですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 その際に見積もりをお願いしますので、予算額を提示しました。

○川田委員 では、提示された金額をもって、水野氏が見積書をその金額で上げたと、内容からいけばそういうことですね。県から聞いたから、その額をそのまま書いたと書いておられましたけれど、その内容で間違いがないということですね。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 契約の相手先でありますgood design companyについては、今回だけではなくて、常々、依頼主から予算額を提示してもらおうと、そのことを通例としているということで承知しています。今回の契約についても、相手方の通例により予算額を求められたのでお答えをしたものです。以上です。

○川田委員 入札でも予算額を聞いたら言ってくれるということですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 価格による競争入札の場合には、特定の相手

方に入札前に予定価格を告げるということは公正を欠くことになり、問題になりかねないと考えていますが、今回の契約のように、特定の1者だけが交渉者である契約においては、こちらの上限額として予算額を知らせることは、法的に何ら問題がないと考えています。以上です。

○川田委員 入札でいえば100%の落札率ということですね、それは、そういうことになるのですね。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 こちらはあくまでも上限額としての予算額を提示しているわけですので、その金額どおりに相手を書いてくるかどうかということは、向こうの判断だと考えています。以上です。

○川田委員 1者しかいないので、その答弁は言うてはいけないと思うのですけれども。500万円ですと言ったら、500万円と現実を書いてこられているわけだから。100円や200円を出てるわけではないので、行政の説明としてはその理屈はおかしいのではないですか。

もう1点聞きたいのが、先日からの審議をずっと振り返りましたら、結局実行委員会で最終的に決めたと、それが一と定めるものに適合するということですが、では実行委員会で決めたら、競争性や公正性など、そういったものは一切関係なくしても、実行委員会で決めたら、それが決定事項で、地方自治法第234条の書かれる随意契約に、それが適合するのですねということをお答えいただけますか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 何回も申しておりますとおり、実行委員会の総会でロゴマークについて、公募ではなく事務局で相手方を選定するという事で承認をいただいています。それに基づいてこちらも手続を進めていますので、その中で県の例規による基準等を用いてこちらも検討を進めています。ですから、実行委員会の中でも議論があった上で、この方法を選定しているということで、手続的には特段問題がないと考えています。

○川田委員 いやいや、聞いていることが今の説明と全然違うのですけれども、では最終的に今の説明の内容でいいとして、総会で決められて、議論して決められたのですね。その議事録もまだ出てないのですが、前に、整合をしてもらって出すと言っていたのですが、議事録はもうできたのですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 議事録については、開示請求でお渡ししているものしかありませんので、その中で記載されているとおりの議論です。代表質問で知事

も答弁をしていますが、当日の審議内容については、当然ロゴマークの認定については事業計画の承認の中で議論をされています。今回、今年度についても、事業計画に基づいてさまざまな事業を行っていますが、その点について誰も承認を得ていないから進めていいかという異議もありませんし、なおかつ3月24日の翌日、3月25日の報道、新聞も、ロゴマークを水野氏に承認したということもはっきり書かれていますので、その点は第三者である公開の場で報道機関の方が聞かれていても、承認したことが明確になっていると思っています。以上です。

○川田委員 確認したいところはそこではないのです。今までの答弁を振り返って、第2回の議事録を見る限りはロゴマークのことに関しては何も書いてないのです。一言だけロゴマークはと出てきただけで、あとは何にも書いていない、ポスターと、曲の審議は若干書いていましたけれど、そのほかのことは書いていないので、そこを確認したいのです。本当にそのような審議があったのかどうかということと、私が今聞いている範囲内と、そこから出てくる内容を合わせてみたいと。前に、課長は答弁でそれを聞き取って、そういうのをつくるとおっしゃっていたのではないですか。いつになったら上がってくるのかということです。

開示請求をしたら、2カ月も待って代表質問の次の日に出てくるしね。別の部署ですけど、本来15日以内で出てこないといけないのに、課長のところはすぐ出していただいたけれども。そういうこともあるので、出すと言ったのだった早く出してください。私が議長をやっていたんだ、だから私が言っているのだから間違いないと。知事もご答弁でおっしゃっていましたが、それを見ないと確認もしていけない。間違いないって言われても、確認するものがないからわからないのです。だからそれを前回の委員会ではお出しただくということになっていたし、今回特別委員会も申し立てたのですけれども、まずこの決算審査特別委員会とことんやれと、それで疑義が残るのだったら特別委員会を立てたらいいというお言葉を、皆さんからいただいていますので。だから、そこは1点、1点確認して、正確に明確にしていかないと、こういったものが続いていくと。

長々やっても仕方ないので、疑問点としては、総会で決めたでも何でもいいですけども、実行委員会で決めたら、ほかの条件は一切なしに、全部それで決定されるのですねということをお聞きしているのです。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 実行委員会の総会は意思決定機関ですので、そこに諮って承認を得るということは前提ですが、何が何でも全てそこでいいかというわ

けではなく、そこで当然議論をしていただいて、内容的に修正しなければいけないものについては修正をさせていただきますし、諮る前に、いろいろな法令等に比べて適切なものをこちらも上げておりますので、そういう意味で、何が何でもいいというものではないとは思いますが、きちんと議論を経た上で、審議され承認されたものについて、実際今事業を進めているところです。以上です。

○川田委員 議論しましたと言うけれども、何回も言いますが議事録に議論が載ってないので。では具体的にどういう議論したのですかということは、全然書いていないのです。口頭で聞いても、いやいや、もうないのでわからないとおっしゃっていたのではないですか。

その話は平行線になると思うのでいいですけども、聞いている意味が、では議論したらいいのですか、実行委員会で議論したら何でもいいのですか。議論をやっているからいいとおっしゃっていますよね、意味的にはね。だから、議論したらいいのですかということを知っているのです。

入札制度にしてもそうですね、契約に関しては、今、国でも契約における実質的な競争性の確保に関する調査で、総務省行政評価局も、平成26年1月に文書にまとめて出しておられる。この中にも、一と定めるものも書いています。行政評価局の通知がでていながら、当然書いているのですけれど。行政評価局の局長にも会って聞いたことがあります。けれども、趣旨から考えたら、実行委員会で決めたらいいのかといえば、県でいろいろな入札制度をなささい、指名入札もあるでしょう、一般競争入札をほとんど持っていかなければいけないということで、国もやっているわけで、そういった流れの中で、その理論だったら県の幹部で物事を決めたから何でもできるのかということになってしまうわけです。ほかの法律が、全部没却してしまうわけです。言い方を変えたら、県の幹部会で決まったからいいと、では法律はとなくなってしまいます。だから、言っていることが矛盾していると思うのですが、いかがですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 先ほど申しましたように、当然法令や実行委員会の規定等に照らし合わせまして、正しい、適切だというものについて実行委員会等で総会に諮らせていただいていますので、基準を満たしていないのに実行委員会に出して了解を得るなどということではありませんので、そこは何でもかんでもいいというつもりはありません。以上です。

○川田委員 いつもかみ合わないのですが、一つ一つ前からずっとやっているのだから、潰していったことはいいではないのですか。地方自治法施行令第167の2の第1号で規定さ

れる予定価格250万円以上は一般競争入札に付さなければならないわけですが、それも無視しているわけではないですか。

同施行令第2号の一般競争入札に適さないものを言われていたわけですよ。なぜ適さないのかということですよ。デザイナーはたくさんいらっしゃるではないですか。日本で特殊な防衛の秘密機械で、その会社しかつukれないという場合などであつたらいけますし、国からも、財務省、総務省はいろいろな随意契約を、毎年公表されています。競争性ある契約、競争性のない随意契約とならざるを得ないものを、全ての省庁が理由も全て公表されています。だから、これでしかだめということで、競争性に適さない第2号を使っているところもあるわけです。その理由が前提にあつて、ではどうですかと、一に定めたものは、可能だと思ふのですが、競争できるではないですか。経済性が上がる云々などいろいろおっしゃっていましたが、結局500万円を払っていることからすれば、県としては、経済性が低下しているのではないのですか。論理的にはそうなります。

契約に関することで最高裁の判例でも、4つ、機会均等、公正性、透明性、経済性といえは価格の有利性で、だから、下からいけば、経済性、価格の有利性は、ないのです。透明性、議事録がないのでわからない。公正性、公正にやられているのかどうかもよくわからない。そして機会均等は、全くないと。全部外れているではないですか。それなのに実行委員会で決めたからいいですと言っているのは合理的な理由にはならないという結論になってくると思ふのですが、この点いかがですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 この件については、もう何度も総務委員会でもお答えしていますし、先日の知事の代表質問にもお答えをさせていただいていますが、実行委員会においては、それぞれ財務規程等、規定も整備しており、そのほかについては、県の例規により、いろいろな取り扱いを行っています。

その中で、本県の契約については、例えば地方公共団体のケースであれば、地方自治法施行令第162条の2第1項第2号の中にあります、その性質または目的が競争入札に適さないものに該当し、さらには県の随意契約の締結に関する取扱基準の中の適用するための要件の1の、契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの、主要施策と位置づけられるもの等、その中の該当要件であります該当事例でいう、契約の相手方を1の者とする事について、県幹部を構成員とする会議で承認されている、または予算等の主要事業に位置づけられるなど、県として意思決定がなされていることにより、外部に対してもそのことが明確に説明できるものに該当することを踏まえて、この該当部分の県幹部

を実行委員会と読みかえる必要な変更を加えて、実行委員会に当てはめています。

ということで、今回の契約は実行委員会の財務規程等に照らし合わせて、問題はなかったと考えています。

○中村委員長 委員長より一言。

ただいまの発言で、やっていただいていますけれども、この件に関しては、本会議、あるいは常任委員会等々で議論が展開されており、ただいまの両者の発言を聞いて、認識の違いで平行線というところもあると思いますので、この件について総括の部で、もう一度知事にお聞きしたほうが、このまま平行線でどんどん続くのもいかなものかということで、皆さんにお諮りをしたいと思います。

○川田委員 いや、それなら、会議規則の審議妨害になります。何人もと書いていますから。議会運営委員会から、ここで思いきりやれということで来てるわけです。

だから、みんなの合意があつてここに来て審議しているわけです。今詰めに入っているところで、途中でとめられたらやってられないです、これは、妨害ではないですか。今だつて聞いていることに対して答えていないではないですか。

○中村委員長 だからそれを認識の違いだと言っているのです。

○川田委員 だから、もう一回聞き直したりして審議を丁重にやっているわけです。

○中村委員長 委員長は議事を総括する責任があるのです。

○川田委員 何人も審議を妨害してはならないと書いてあるではないですか。

○中村委員長 妨害していません。ほかの委員にお諮りしているのです。

○川田委員 今、途中でとめたら、妨害ではないか。

○中村委員長 委員にお諮りしているのです。

○川田委員 そのような諮るルールがあるのか。

○中村委員長 今までの本会議の席、あるいは常任委員会での発言等々を踏まえて、私はこの件に関してはこのままだったら平行線をたどるんだろうなど。

○川田委員 逆に言いますが、何が問題点なのですか。具体的に中身は。もちろんご理解いただいた上で言っているのですよね。

○中村委員長 そうです。

○川田委員 では、全部説明してください。

○中村委員長 説明する必要はないです、なぜ私があなたに説明しなければいけないのか。

○川田委員 そこまで決めつけて言わなくてもいいではないですか。

○中村委員長 私は理事者ではないです。皆さんどうですか。

○川田委員 前もそうだった。いいところでとめられるから。

1つか2つ、聞いていることに答えなかったら、いつまでも同じではないですか。それは僕の責任とちがうでしょう。聞いていることに答えたらいいのではないですか。

聞き過ぎたことは言われても仕方ないと思うけれども、丁重にお聞きしている中で。

○中村委員長 委員長として聞いていて、延々とこの議論が続いているので。

○川田委員 だから言っているのではないですか。私が聞いていることにに対して答えないではないですか。聞いていることに答えていただかなかつたら、進まないではないですか。

○中村委員長 見解の相違や、考え方の相違。

○川田委員 見解の相違というのは、それと違います。

委員長、お願いがありますが、聞いていることに答えていなかったら知事に対して注意してください。聞いていることに答えるべきです。見解が違うのではない。

○中村委員長 それでは、川田委員、再度質問してください。

○川田委員 機会均等の機会は与えられたのですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 機会均等というのは、申しわけありませんがもう少しご説明いただけますでしょうか。

○川田委員 わかりやすく言います。1つのものを買おうとされていまして。店がたくさんあります。その中で、どの店も同じものを扱っていました。どこから買おうか、例えばA君として、A君がどこの店から買おうかとしたとき、1番の店でしか買ってはいけないとやるよりも、5店があれば、5店に販売する機会を与えると。最終的に選ぶのはA君だけれども、今回のこの契約のケースは最高裁の判例で機会均等、公正性、透明性、経済性の4つが要件であると書かれてあるのです。だから、その1つの機会均等は与えられたかということをお聞きしています。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 機会均等ということであれば、多分それは公募という形をとるべきではなかったかという意味かと思うのですけれども。

○川田委員 違う。機会均等を与えたかどうかを聞いているのです。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 ですから、今回の件については、そういう公募という手法はあるかもしれないけれども、公募ではなく、こちらでふさわしい人を選定するというやり方でやることを決めているわけですので、その時点で機会均等があるとか、誰か一人で決めるとかではなく、やり方をそう決めたというところで、申しわけありませ

んが、今その最高裁判例の事例がありませんので、どういう場合でそういうことが出ているかがわかりませんので断定はできませんけれども、とにかく私たちのロゴマークの選定については、そういうことです。

○松谷副知事 委員から、価値観が違うなど、そのようなことではないと話をいただきました。

私どもとしては、ルールに従って、つまり規定に従ってやったつもりでいます。一方、川田委員がお尋ねの4つの要件というのは、そのルールの中に入っているかどうかをお聞きいただいているということですから。

○川田委員 そういうことです。

○松谷副知事 それは、当然そのルールに従って包含していると、そういうことの順位に入っていると考えていただいたらいいのではないかと思います。

ですので、我々としては、上位にある地方自治法を含めて、ずっと規定を準用しながら実行委員会の財務規程をやりました。その中に、おっしゃっている経済性、透明性、公平性、機会均等というものを含んで考慮したかとお聞かせいただいたら、当然そういうものが含まれた中で考慮されたと理解していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○川田委員 いや、けれども、機会均等は与えられていないではないですか。機会均等の機会。デザイナーは奈良県にたくさんいらっしゃいます。税を用いたものの機会均等の理念と裁判所では言っていますけれども、機会均等の機会是与えなければいけない。これは入り口の段階の条件であるということでは言われていて、だからそれを聞いている。

実行委員会で決められた。別にそれはいいと思うのです。皆さんで判断されたことだけれども、こだわっているのが、実行委員会で決めたら何でもできるのかということなのです。だから、その中には、機会均等を与えて、いろいろやって、そういう要件がありますと、それにはどうしても適合できないもの、どこに買いに行っても売っていないものだったら仕方ないではないですか。そういったものであれば特例として認められているけれども、デザイナーを公募しようと思ったら、議論は別として公募の手法もあったわけですね。それは機会均等の機会を与えられていないではないですかということを申し上げているのです。

○松谷副知事 先ほど来から、委員の皆さんから時間がかかって水かけ論になっているのではないかという話があり、ここは整理したいです。

つまり、何度も申し上げますけれども、私どもはルールに従ってやりました。そのルー

ルが、例えば機会均等ということは、競争性をどのように評価するかというときに、随意契約であっても競争性がある程度担保されるのかどうか、競争性を優先するのか、それとも公平性を優先するのか。それとも芸術性であったり、別の価値を優先するのかということがあると思うのです。

先日、テレビを見ていました。たしか、このロゴマークの話がテレビに出ていました。いろいろな価値観があると思うのです。500万円が高いと議員がおっしゃっていることに対して、テレビのコメンテーターは何が高い、高くないと、芸術性というものはそういうものではないのだと、そういうところで評価するのではない、お金ではなくて、その人の芸術センスであったり人に訴える力、求められていることに対して応える力を芸術性と呼んで、500万円が高いかどうかは、結果を見てやっていかなければならない。5万円がいいのか500万円がいいのかは、私が言ったのではなくコメンテーターがおっしゃったわけですが、私もある意味、おっしゃっている透明性や競争性ということが必要ないとは申しません。でも、私たちはきちんとルールに従って、規定されたようにやってきているわけですので、それを透明性が入っていたのか、競争性があつたのかの議論をされると、私たちはルールの中でそういうものを考慮してきたということを申し上げるしかないと思います。

○中村委員長 副知事も今、2度発言されているので、それも含めて、この件についての終結議論にしたいと思いますので、発言してください。

○川田委員 今テレビの話をされましたけれども、後からプロデューサーから連絡がありました。我々は取材を受けましたが、デザインの価値はわからないし、水野氏のデザインが高いか安いかも我々は判断ができない。だから、その議論については我々は一切テレビ局の取材に応えるつもりはないですということで、あのときはお断りしていたのです。ところが、コメンテーターが全くそういった取材の趣旨もわからず、我々がいかにも500万円が高いと言っていると勘違いをして、ああいう報道になったということで、プロデューサーからわざわざ東京から奈良まで謝りに行きますという連絡もいただきました。大人げないので来いというわけにもいかず、電波は流れてしまったけれども、今後取材の趣旨をもって、そういったデザイン性は、今回の議論にはしていませんと。もう1名は知りませんが、僕はそうはっきりと申し上げて、それは何回も謝りの電話があつたということで、そこは勘違いないように言っておきたい。

今の副知事の説明もわかるのですが、私が言っているのは、競争性や芸術性というのは、

随意契約や契約の中には、そういう趣旨は最高裁の判例でも入っていないのです。そういったいろいろなものを入れていったら、もう行政法ではなくなるではないですか。行政法として税金を使うために契約というルールが決められていて、私はルールの中でしか話をしていないので、最高裁から示されている要件の1つずつの確認をさせていただいていたという状況です。それを違うものを持ってこられたり、この間の知事の答弁でも、立派な皆さんがいて、そこの中で決めていただいたと言っていたけれども、普通の方だったらだめなのですか。人権差別ではないかとあの答弁を聞きながら思ったのですが、別の土俵に持っていかれたらわからない。ルールはルールで詰めてこられているわけですから、これがいいか悪いかは判断できる立場ではありませんので、この件は総括でまた聞きますので、これで置いておいて。

最後に1つ、この件に関しても、実行委員会で何でもできるというのは、ほかの県民にもいろいろな意見があります。だから、こういったことが疑われると言えれば言い方がおかしいかもしれませんが、こういったことのないように、国でもきちんとしようと、どんどん取り組みがされているわけではないですか。その時代の中で、そういったことを持つていくのではなくて、国がやっているような同等のレベルで、公正性、競争性をもって、今挙げられている機会均等を与えて、こういった方向に行政として進むべきだと思うのですが、最後にその考えをお聞かせいただきたいと思います。

○松谷副知事 おっしゃっていることは非常にもっともな意見であろうと思いますので、そういうことも考慮しながら、しっかりとやっていきたいと思います。

○川田委員 歳出の総務費ということで、人件費ですが、去年の総務警察委員会で多くの議論をさせていただきました。きょうも話が出ていましたけれども、行政内非正規職員という感じで、日々雇用職員などが非常に多くなってきていることも含めて、改善に今後取り組んでいくと。特に専門課では、任期付職員の法律と条例もできたことを踏まえて、切りかえも今後進めていくと。臨時的任用職員の取り扱いなど、いろいろありましたけれども、平成27年度の進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

○柘井総務部次長人事課長事務取扱 平成27年度から、特に非正規職員の中でも嘱託職員を中心に任用形態の見直しを進めています。平成27年4月には今まで活用していなかったのですけれども、約40名弱、臨時的任用職員にかえています。福祉事務所のケースワーカーなどを臨時的任用職員にかえています。それから、同じ平成27年度には任期付職員というのも、これも奈良県は活用していなかったのですが、5名、任期付職員に任用

を見直しています。平成28年度には中央こども家庭相談センターの指導員などを11名、臨時的任用にかえており、任期付職員も採用しました。

昨年度からいろいろ指摘をいただいていますので、任用における能力の実証なども含めまして、適切な任用形態の見直しを続けていきたいと思っています。

○川田委員 総務警察委員会があるので、詳しくはそこでも議論できると思うのですが、人事評価制度が変わってきましたので、昔だったら勤務評価で全てつけていたのが、今度は人事評価になっていますので、プログラムも徹底して、恣意的な判断がなかなかできない形につくっていくのが、現在、日本の行政に置かれているメリットシステムの考え方だと思います。でないと、極端に言えば、ごますりする人だけが上に上がって、真面目にこつこつやっている方が評価されないと。奈良県はそういうことはないと思いますが、どこかの独裁国家のようなシステムになっていったら困りますので、人事評価は取り組みを進められると聞いていますけれども、それはかなり煮詰めてできてきていますか。

○拵井総務部次長人事課長事務取扱 今年度から人事評価制度を新しくしており、通年の能力評価と目標設定をして、年2回の業績評価で評価制度を変えています。

おっしゃいましたように、評価の偏りが起こってはいけませんので、職員一人ひとりの勤務実績をできる限り客観的に把握し、適切に評価していきたいと思っています。評価には係長を関与させたり、第1次評価、第2次評価として、複数の評価者で評価をしたり、評価者研修などで評価のばらつきのないように研修などに組み込みまして、客観的な評価ができるようにしていきたいと思っています。

○川田委員 引き続きご努力いただいていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

ロゴマークではないのですが、国民文化祭の準備事業に係る内訳について聞きたいと思っています。

せんとくんのイラスト作成、せんとくんのピンバッジ作成、プロモーション映像作成、ロゴマークは飛ばします、国民文化祭のチラシ作成、せんとくんの演奏費等、これらもろもろ文化祭のPR事業として決算されていますが、これは全部随意契約ですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 結論から申しますと、全部随意契約です。ただし、せんとくんピンバッジ作成、プロモーション映像作成等は100万円未満ということで、1号随契でさせていただきます。以上です。

○川田委員 せんとくんのコスチューム作製はどうですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 せんとくんのコスチューム作製も随意契約で

すが、金額的には240万円弱で金額は超えています、せんとくんのデザインを持っている特定のところでないといつくれないうことで、これについては随意契約をしています。以上です。

○川田委員 これは著作権も全部もらっていたので、次に使っても、その分はお金を取らないと知事はこの間答弁されましたよね。これも実行委員会で1とするものと認められているのですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 せんとくんのコスチュームといいますのは、着ぐるみのせんとくんです。着ぐるみの、はかませんとくんをつくるということですので、デザインというわけではありません。以上です。

○川田委員 では、どこでもつくれるものですね。せんとくんをつくったらいいだけなので、1店でしかできないことではないから、これも随意契約ですよ。随意契約で選んでいるのですから、見積もり合わせをやったのですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 この点については、当時の資料等を今確認していませんので、随意契約と申しましたけれども、多分そうだとは思いますが、もう一度確認をしたいと思います。以上です。

○川田委員 それなら、確認してください。ここはこれでもういいです。

カウントダウンボード作製や旅費がすごく高く上がっているのですけれども、旅費が鹿児島県に45万3,440円上がっています。先進地旅費ということで、愛知県は4万9,840円ですが、文化庁に行かれるのに18万8,940円かかっている、その他旅費に行き先が書いていないのですが、74万8,000円上がっているのですから内訳を具体的に教えていただけますか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 鹿児島県については、昨年度の国民文化祭の開催地ですので、開会式や閉会式などを何人かで見に行っただけだと思いますが、何人行ったかは今、明細が手元にありませんので、それを取り寄せたいと思います。

愛知県についても、今年度の開催地ですので、担当職員が行って、現地の状況等見せてもらったと思いますが、これについても今資料がありませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

○川田委員 実行委員会のロゴマーク以外でも一つずつ見ていったら、おかしいことがいっぱいあります。それで、前に監査請求をされて、監査委員会で別の団体になるので監査はできないという回答だったと思うのです。私の質問ではなかったのですが、一般質問で

ありました。それに関して疑問なので、間違っていたら教えていただきたいのですが、地方自治法第199条第7項、補助金、交付金、負担金、貸付金、財政的援助に係るものに関しては監査ができるということになっています。援助をしているといっても、一部の援助ではなくて平成27年度は全部が県のお金です。全部が援助です。なぜできないのか、地方自治法第199条第7項について教えていただけますか。

○新座監査委員事務局長 財政援助団体の監査のことを聞いておられると思います。地方自治法第199条の監査については、財政援助団体であれば当然可能です。補助金、交付金等集中している団体に対してはできます。代表質問にありました分については、住民監査請求で、住民監査請求については、一般の住民が一人でも全体の住民のために監査を請求することができる。そうなのですが、その分については、財務の会計行為ということに限られており、地方自治法第242条のほうです。ですから、その分については、実行委員会の契約が対象とされていますので、県の機関、または職員の財務会計行為でないということで、対象にならないということで合議の上、却下となった事案です。以上です。

○川田委員 地方自治法第199条というのは監査委員が行う監査です。住民監査請求が出てきても、監査委員の仕事ではないのですか。何が違うのです。県に対して財務会計上のマイナスを与えたということに対してのものではないのでという、こういう意味なのですか。

○新座監査委員事務局長 少し言葉足らずだったかもしれませんが、今、監査請求されましても、住民監査請求といいまして、地方自治法第199条の監査の請求ではありません。その分については、県の機関、または職員が違法、不当な行為をして県が債権を持っているのに、その債権を行使しないなどという場合で、住民一人でも住民を代表して請求できるという内容です。ただ、一人でもできるという制度ですので、要件がついており、県の機関、または職員の財務会計行為ということで限定されています。今回の場合は実行委員会の契約であるからということで、対象にならないということです。地方自治法第199条については別ですので、財務会計行為とはまた別で通常の監査はできるということになっています。

○川田委員 大体わかりました。

逆に、では、県の負担金を出しているのは県の事務で出しているのではないですか。ということは、県が負担金を出したと。けれども、実行委員会がおかしいのではないかと。

今聞いているだけでもおかしいです。報告をまだもらっていないのでわかりませんが、おかしいところがあったと。ではこれは、県が不当利得の返還請求になるのですか。実行委員会がおかしい使い方をしているから、県の負担金の支出に問題があるから、それを返してもらいなさいと、県が、こういった方法だったら監査請求は成り立つという理論になるのですね。

○新座監査委員事務局長 仮定の話になるのですけれども、確かに負担金を出している。それが財政援助的な行為で、補助金等に当たるということで、その分がもし不当であれば、当然それは可能です。以上です。

○川田委員 わかりました。それでまた考えます。

前も聞いていたのですが、著作権で、ロゴマークと切り離して話していただきたいです。

ロゴマークはロゴマークですけれども、著作権を譲渡されていると言われていて、知事の答弁でもそれは確認をしたのですが、契約書に書いていなかったという問題があり、契約の時点で既に譲渡を受けておられたという解釈でよろしいのですか。これは何月か、納品時になるのですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 ロゴマークの著作権については、先ほど梶川委員に読み上げていただいた水野氏のツイッターにも書いてありましたが、当初から著作権も全てこちらへいただくという契約をしており、契約書の中にはその部分は、お互い合意はしていたのですが、確かに文字としては改めませんでした。ただ、当初からそういうつもりでしたので、実際にいただいているのは3月31日です。確かに明文化されていないことは問題で、その部分については、商標登録等も今しています。そこでの問題もありますので、覚書という形で後日結んでいます。以上です。

○川田委員 3月31日に書面には載っていなかったけれども、著作権は譲渡された。著作権で、使用権ではないですね、著作権ですね。3月31日締め財産調書ですが、決算年度中増減高が9ページの著作権にあり、1件がプラスになっているのですが、このことですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 これはあくまでも県の財産調書ですので、著作権の譲渡を受けたのは実行委員会、契約も実行委員会とgood design companyの契約ですので、現時点で、著作権を持っているのは実行委員会です。実行委員会が持っている著作権については、この台帳への記載は対象外だと聞いています。以上です。

○川田委員 今、何月ですか。

○中村委員長 10月です。

○川田委員 10月ですね。かなりの期間がたっていて、実行委員会が持っているから財産調書に載せていないというのはわかりましたが、著作権なのですか、使用权の間違いですか。ツイッターの文字を読む限りは、使用权を無償で開放するという内容だったと思います。それは頭にあって、ずっととぼけて聞いていましたが、契約書に書いていないとおっしゃったのですけれども、利用承諾契約か著作権譲渡契約のどちらかだと思うのです。だからもしちがっていたら、答弁が虚偽だということになりますので、重要なところですが、著作権譲渡していたらいろいろな決め事がたくさんあるから、口頭だけでなどできないはずですよ。今、ホームページに上がっているのをこの間も確認したら、ロゴマーク等の使用要綱で、無償使用の募集を出したら、使ってよいと奈良県がおっしゃれば使ってよいわけですよ。そういった行為ももうやられているので、法律行為ですから、非常にシビアになってくるころだと思いますが、その点いかがですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 今年度に入り締結した覚書でも著作権の譲渡ということでお互いに契約していますし、当然、県が承認を出すことについても good design company側にももちろん了承してもらっていることです。以上です。

○川田委員 わかりました。それなら、そこは疑っても仕方がないので、著作権の譲渡をされ、今、覚書も結ばれてホームページで使用されていると。ホームページでされているので、あのようなものは誰でもダウンロードできるではないですか。、今、実行委員会としては著作権を持っておられるのです。著作権を持ってしまったら取り締まりはどうするのですか。市町村でもすごく議論になったことなので、そこは勉強した記憶があるのですが、このままずっと見ないとだめなのですか。大変な作業になると思いますが、いかがですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 当然、今、承認の事務も実行委員会の事務局でしています。県庁の中の各課についても、例えば自分の課の何かにロゴマークを載せるときであれば、実行委員会に承認の申請を出していただいていますし、これは疑い出したら切りはないのですが、当然皆さん申請をしていただけていると思っています。

○川田委員 そういうことを聞いているのではなくて、使用の承諾書を求めておられるのでわかっているのですが、一般の方で使おうと思えばホームページでしたら使えるのではな

いですか。そういう取り締まりはどのようにしているのですかということを知っています。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 確認できる範囲で、承認をとらずに掲載されている方がいれば、相手方がわかれば当然申請を出してくださいということをお願いすると思いますが、その事務のために1人張りつけてずっとホームページを見たり、印刷物を見たりなどということはもちろんできませんので、事務のできる範囲でしています。以上です。

○中村委員長 まだまだ議論は尽きないと思いますが、これをもって終了します。

○乾委員 平成27年度主要施策の成果に関する報告書27ページ、「奈良モデル」推進貸付事業について、お礼と要望をしたいと思います。

市町村の新たな連携として、広陵町と香芝市が共同で中学校給食センターを整備するに当たり、地元の要望に応じて貸付制度を設けて、約6億円の資金を貸し付けいただき、本当にありがたく思っています。おかげで先月、広陵町でも中学校給食が始まりました。北葛城郡は財政規模の小さい町の集まりですので、今後も各町が連携して取り組む際には、ご支援よろしくお願ひしたいと思います。それは要望しておきます。

次に28ページ、市町村職員の能力向上支援についてお尋ねします。

市町村職員実務研修の実施、受入人数16名とありますが、実際のところ、どこの役場から受け入れて、どのような研修をしているのか教えてください。

○浅田市町村振興課長 市町村に対する実務研修員制度についてのお尋ねです。

県では、市町村職員の能力向上支援に重点を置く市町村職員実務研修員制度と、県と市町村の人事交流的な位置づけを持つ相互職員派遣制度を設けて各市町村から職員の受け入れをしています。

委員がお尋ねの市町村職員実務研修員制度については、市町村の若手職員を市町村振興課など、県の所属へ1年間受け入れをし、実務を担当してもらい、日常のOJTを中心に専門的知識の習得と実務能力の開発を図っていただいています。

平成27年度については、広陵町、河合町など15市町村から16名、平成28年度は、13市町村より16名の実務研修員を受け入れています。そのうち市町村振興課へは平成27年度は11名、平成28年度は9名、配置しています。

当研修員制度においては、指導担当の職員が日常業務の中で実務研修員の直接指導に当たり、実務研修員の疑問を解消し、業務にも精通するようにしています。また、県の重要施策に関する講義を上半期に毎月実施するほか、各自設定した研修テーマをもとに先進自

治体の調査を経て成果発表を行う研修メニューなどを実施しています。この研修を通じまして、県市町村職員の相互ネットワークを広げるのはもちろんのこと、県全体にわたる幅広い情報を通じて比較分析する能力や幅広い視野を身につけることで将来的に市町村の幹部職員として活躍していただくことを期待しています。実際に広陵町の山村町長は、以前に実務研修員として来ていただいています。今後もさらにきめ細かな研修を実施することにより、社会情勢の変化に即応できる柔軟な発想を持ち、地域の課題を解決するための企画立案をみずから行い、粘り強く実践していくことができる人材の育成に今後も努めていきたいと考えています。

○乾委員 私の地元からも研修員が来て、行政制度や財政について大変勉強していることも聞いています。

ところで、県内市町村の職員はここ20年で3割も減っています。しかし、仕事はなかなか減らせませんので、町役場レベルとなると、一人で何役もこなさなければならないので大変です。現実には補助金の申請の際に、事業費の額を間違え記入したために、本来もらえるはずの補助金額をもらえなくなったといった事態も発生しました。そのことで町の三役も給料の減給処分で大変なことがありましたが、このような課題について、県も規模の小さい町村の人材育成に一層の支援をしてもらいたいと願うところです。例えば複数の町村が合同で職員研修を行う場合に、奈良モデルの一つとして助成したり、経験豊富な県OBをアドバイザーとして登録、紹介するなど、いろいろ考えられると思いますが、これについて市役所の現場を知っておられます村田地域振興部長の所見を伺いたいと思います。

○村田地域振興部長 職員研修についてのお尋ねでしたけれども、奈良モデルでもいろいろな支援の仕方があるのかもしれませんが、今、奈良モデルのあり方について再度、有識者を含めて検討しておりますので、その中で奈良モデル全体としてどういった検討ができるか、勉強したいと思います。

職員研修については、先ほど市町村振興課長も申しあげましたけれども、市町村職員の能力の向上に非常に意味があると思います。私自身も一番出だしのころは、当時は地方課と言っていましたけれども、県の市町村課、今の市町村振興課で勉強して、市町村の状況、県の状況など、いろいろなことを勉強して、いい機会になりました。そういう意味で、市町村振興課にいますと、ネットワークを広げたり、いろいろな全体のことを見る勉強になります。それから、ほかのところに行きますと、それぞれの団体の持っている課題に即した形で県で勉強できるという利点もあろうかと思えます。こういう人事交流を積極的に今

後とも広げていけるように、先ほど乾委員がおっしゃったように、職員の数が減ってきていて苦しいという状況は非常によくわかる一方で、減ってきているからこそ、個々の職員の能力を上げていかなければいけないということもあります。そういうこともありますので、一番最初に言いました実務研修員制度を、私も担当の課長も直接首長に回って、ぜひ参加してくださいということを最初にやらせていただければと思います。そういう形でどどん市町村職員の能力向上にもつなげていきたいと考えています。以上です。

○中村委員長 それでは、これをもちまして午前の部の調査を終えたいと思います。

ほかにも質問がないものとして、午後の部は2時半から医療政策部、くらし創造部及び景観・観光局の審査を行いますのでよろしくお願いします。

2時半まで休憩いたします。

14：19分 休憩

14：33分 再開